

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第九号

昭和四十年十一月四日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君

理事 長谷川四郎君

理事 小林 進君

理事 松本 七郎君

理事 愛知 揆一君

荒木萬壽夫君

井原 岸高君

江崎 真澄君

金子 岩三君

小坂善太郎君

田澤 吉郎君

田中 六助君

中川 俊思君

濱野 清吾君

藤枝 泉介君

増田甲子七君

毛利 松平君

赤路 友藏君

石橋 政嗣君

中村 重光君

野原 覺君

松井 誠君

横路 節雄君

春日 一幸君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

大蔵大臣 福田 赳夫君

農林大臣 坂田 英一君

運輸大臣 中村 寅太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

法務政務次官 山本 利壽君

検事(民事局長) 新谷 正夫君

法務事務官 八木 正男君

(入国管理局長) 正示啓次郎君

外務政務次官 高野 藤吉君

(大臣官房長) 後宮 虎郎君

外務事務官 西山 昭君

(アジア局長) 藤崎 萬里君

外務事務官 武藤謙二郎君

(主計局長) 中尾 博之君

大蔵事務官 村井 七郎君

(理財局長) 飯谷 忠男君

大蔵事務官 大口 駿一君

(農林政務次官) 丹羽雅次郎君

農林事務官 水産庁長官 榑内 一彦君

(大臣官房長) 海上保安庁長官 内海 丁三君

委員外の出席者

(参事) 田村 幸策君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

(参事) 御手洗辰雄君

日韓条約批准等反対に関する請願(松井政吉君紹介)(第二五二号)日韓条約批准促進に関する請願(毛利松平君紹介)(第四一七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

○田口(長)委員 私は、自由民主党を代表いたし

まして、今回締結になりました日本国と大韓民国との間の漁業協定及びこれに附帯する附属書、交換文書あるいは声明等につきまして、政府に対して質問を行ないたいと思っております。

まず、この漁業問題につきましては内容が非常に複雑でございます。一般国民としてなれないことばかりでございますから、私自身も平たい質問をいたしますから、政府でも平易に明快にひとつお答えを願いたいと思っております。

この漁業協約締結に非常に骨を折られた。やっかいな問題であった。この問題の背景には、この水域の非常に重要な漁業の意味がある。あるいは、日本といたしましては韓国としても、国の実態から申しまして、この水域に大きく依存をしておる。たとえて申しますと、日本で一年の漁獲高は六百七十万トン、あるいは六百八十万トンでございますが、この狭い水域で約八十万トンの魚をあげておる。言いかえまますと、日本人の保健食糧に必要であるたん白の二二％程度がこの海であげられておる。また、韓国ではこの海で百三十万人の漁民の生活をさせなければならぬ。こういうような漁場の価値から申しまして、韓国と日本との間の非常に複雑な状態から申しましても、また、一面日本漁業と韓国漁業との格差が非常に大きい。こういう背景のもとにこの漁業協約を締結されたのでございしますが、私は、その締結にあたりまして、理念としては、この漁業協定の前文に掲げてある、これが理念になると思っておりますが、政府として具体的にどういう基本的態度で締結をされたか、その点をまず第一にお伺いをいたしたいと思っております。

○坂田國務大臣 今度の韓国と日本との漁業協定の締結についての基本的態度はどういうことであるかという御質問であると存じまするわけでありまして、これにつきましては、もちろん私どもと

十一月二日

しましては、李ラインの実質的撤廃を目途とするという事、それにまた、現在の水域においてでき得る限り日本の漁業の実態をそこのなないようになりてまいりたいという問題、なお、根本的には、先ほどお話のように、漁業の資源の確保という問題を念頭に置きながら、こういう点について十分検討を加えまして、でき上がったようなわけでございます。

○田口(長)委員 ただいまの政府の答弁で、基本的に、李ラインの実質的撤廃、第二に、日本漁業の操業実績を確保する、第三に、この共同漁場の資源を保存する、こういうような御答弁がありましたのでございますが、その第一点の李承晩ラインの撤廃問題につきましては、去る二十六日小坂委員及びその後春日委員から政府の答弁を求められたのでございます。

その御両所の質問の要旨は、韓国政府は協定成立後も李ラインが存続するものと主張しており、協定にはどこにも李ライン撤廃が明記されていないので、李ラインは残るのでないか、また、協定が終了すれば李ラインは直ちに復活するのではないかと主張するものがあるがどうか、こういうような御両人の質問のように私は記憶するのでございます。

この質問に対して、政府の答弁は、私のメモと記録とでは、第一に、漁業協定を一読すれば、この協定によって李ラインが実質的に撤廃されることとはだれが見ても明白である、すなわち、協定の前文では、この協定成立の大前提として、公海自由の原則がうたわれており、これによって、この協定に特別の規定がある場合を除くのは、一切韓国によってわが国の漁業が一方的に規制されることがないことが確認されておる、続いて協定第四条では、協定第一条によって設定される十二海里までの漁業水域の外側の取り締まりの権利及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行うといういわゆる旗国主義の規定が設けられておる、この結果は、共同規制区域内はもちろん、韓国が設けておる底びき網漁業禁止区域をも含めた一般公海

において、わが国の漁船は韓国官憲による不法な停船、臨検、拿捕、連行等の取り締まりは一切受けられないことになる、この点協定上何らの疑いもない、第二に、韓国政府は李ラインはなお健在である旨言明しておられるが、それは正確でない、韓国側の言っておられることは、李ラインの実質が漁業協定によって確保されたということ、また、国防上の理由による李ラインは健在であるということである、国防上の李ラインについては、このような李ラインが友好国であるわが国との間に存在することは考えられない、要は関係水域におけるわが国の漁船の安全操業の確立ということであつて、協定によってこれが確保されておる以上、韓国が李ラインということばを国内的に使用し、わが国には無関係である、第三に、従来の李ラインを合法化しておる韓国の国内法、すなわち漁業資源保護法を改廃するかどうかということについては、これは韓国自身が定める韓国の国内問題として、わが国の関知しないところである、もし韓国がこの関係法をそのままにしておいたとしても、それは、協定に矛盾する限り、国際法は国内法に優先するという原則からしても、協定の相手国であるわが国に対しては効力を持たないものとなる、第四に、協定失効後李ラインが直ちに復活するかという問題については、日韓両国が漁業協定を誠実に実施し、円満に実施していけば、韓国側でもこの協定を維持することに利益を見出すようになるであろうから、協定を破棄することが可能となる時期が来ても、実際問題として、はみだりに破棄するようなことは考えられない、いわんや、漁業協定の最も重要な意義の一つは、韓国側が公海自由の原則を明文をもって確認したことである、李ラインはもとも国際法上の原則に違反する不法なるものであるから、協定が失効したからといって李ラインが合法的に存在し得るようになるなどという事はあり得ないことである、こういう答弁をしておられるのでござい

ますが、私のメモ及び記憶が間違つておるところがあれば指摘していただきたいのでございます。

○坂田国務大臣 ただいまお話しのとおりでございます。

○田口(長)委員 政府のただいまの答弁によりまして、私のメモ、先日からの質問に対する政府の答弁のメモにつきましては、そのとおりである、こういうような答弁でございます。

この李ラインがどうなるかという事は、これは日本の漁業者にとって最大の関心事であるのでございませう。こういうような関係からいたしまして、私は、政府の答弁が、この漁業協定書、あるいは附属書、あるいは合意議事録、あるいは大臣声明書、あるいは交換文書、こういうところで矛盾するところがないかと、すみからすみまで調べてみたのでございますが、何にも疑問点を発見することができなかつたのでございませう。したがって、私は、いろいろな議論はありましても、この漁業協定その他によりまして日本漁船のあの海域における安全操業というものは完全に保障されておると、かような結論に到達をいたしましたのでございませう。現に、漁業協定が締結されたから今日まで、あの水域においては一そこの拿捕船も出ていないのでございませう。この事実から考えまして、この李ラインを撤廃し、拿捕漁船、あるいは不幸なことをなくする道は、やっぱりこの漁業協定を締結する、このことであつたという事を、この事実によりまして私ははっきり認識をいたしましたのでございませう。

私、この機会に日本の漁業者に対しまして一言お願いをしておきたいと思つたのでございませう。それは、この協定ができました以上、日本の漁業者は、魚を追つていったとか、あるいは潮流関係とか、あるいは風の向きによつてとか、いろいろな事情、そういうような事情があるにいたしましても、いかなることがあつても今回の協定に違反しないように、こういうことを考えるのでございませう。日本政府が誠心誠意協定を順守して円満に実施していく、このことが非常に重大であらうと思つたのでございませうから、全国の漁業者、この機会を借りまして一言お願いを申し上げておく

次第でございます。

八月の十五日と思ひますけれども、韓国国会におきまして、この協定を日本が結んだが、一体日本はどの程度に真剣にこの協定を守つていくだろうか、どう信じられるだろうか、こういう議員の質問に対しまして、車農林部長官は、日本は世界のたくさんの国と漁業協約を結んでおる、今日まで日本が意識的にこれらの協約に違反した、そういうような事実は全くない、かような観点から、今いろいろの事実は全くない、かような観点から、今回協定を結んだ以上は、日本としてはこの協定を順守する義務が生じたんだ、したがつて、今日まで以上に日本政府はこのことについて注意をするだらう、こういうことを申し上げておられます。さらに、その後段には、もし日本政府が誠意をもつてこの協定を順守しない、しかもそれが継続的である、協定に明らかに違反をする、そういうような事態になつたら、そのときは両国はおのおの立場において他国の漁船を取り締まることもできるし、それがたび重なれば協定をいつでも破棄することができ、こういうことを答弁しておられるのでございませう。この農林部長官が期待をしておる、日本の漁船は協定を順守する、この期待に対しまして、日本政府の施策も、また日本漁民の心がまえも、ひとつぜひ沿つていただきたい、かように考える次第でございますが、これに対する政府の答弁をお願い申し上げます。

○坂田国務大臣 ごもつとものことでございまして、政府におきましても、この協定の完全履行という事については、十分の注意を払い、また、着々準備を進めております。なお、漁業者関係に対しまして、いろいろとその間の状況をよく説明も申し上げ、また、間違ひのないように十分説明もいたしておりますし、漁業者といつても十分それを了解いたしておるような次第でございます。

なお、取り締まりについては、巡視船の問題とかいろいろございませうので、それらについての予算措置等についても、でき得る限りのことを考へておる次第であります。

なお、民間におきましても、この漁業操業の秩序等につきましては、向こうの団体側との間の民間協定という意味で、着々いまそれらが行なわれる手はずに相なっておる次第でございます。

○田口(長)委員 たいだいま私のお伺いいたしましたことは韓国の政府当局の気持ちでございますが、韓国の漁業者の気持ち、この問題につきましては、韓国に漁民非常対策委員会というものがあ

るのでございますが、この委員会の委員長である李さんが、漁業協定ができたら直接の利害関係者である両国漁民代表が資源保護や技術協力など将来の問題について話し合うことが急務である、日本漁船が韓国漁民のことを考えないで優秀なる技術と装備によりをかって魚をとり尽くすようなことがあれば必ず衝突が起こるだろう、これだから

大切だ、こういうことを言っておるのでござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

あたたく導いて、かつてあった李ラインの海上

で仲よく操業できる日を持って、こうい

うな意味が含まれておると思っております。この韓国民の気持ち、感情、この点を書しないよ

うに、政府としても漁民としても、特に注意をしなければならぬ、かように考える次第でござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

あたたく導いて、かつてあった李ラインの海上

で仲よく操業できる日を持って、こうい

うな意味が含まれておると思っております。この韓国民の気持ち、感情、この点を書しないよ

うに、政府としても漁民としても、特に注意をし

なければならぬ、かように考える次第でござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

あたたく導いて、かつてあった李ラインの海上

で仲よく操業できる日を持って、こうい

うな意味が含まれておると思っております。この韓国民の気持ち、感情、この点を書しないよ

うに、政府としても漁民としても、特に注意をし

なければならぬ、かように考える次第でござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

あたたく導いて、かつてあった李ラインの海上

で仲よく操業できる日を持って、こうい

うな意味が含まれておると思っております。この韓国民の気持ち、感情、この点を書しないよ

うに、政府としても漁民としても、特に注意をし

なければならぬ、かように考える次第でござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

あたたく導いて、かつてあった李ラインの海上

で仲よく操業できる日を持って、こうい

うな意味が含まれておると思っております。この韓国民の気持ち、感情、この点を書しないよ

うに、政府としても漁民としても、特に注意をし

なければならぬ、かように考える次第でござい

ます。このことばの裏には、韓国民は資金や技術協

力以上に、日本の漁民がおくれている韓国漁業を

の結果では、先ほど来御説明いたしておりますとおり、隻数でお互いにコントロールしよう、したがって、協定の条約上の義務は隻数による義務でございます。ただ、隻数だけではその漁獲の資源保護の立場において不十分な点があるのではないかと議論も残りまして、その隻数をコントロールする一つのメルクマールとして、条約上の義務ではございませんが、メルクマールとして数量というものを取り込みました。ただその数量は、いま御指摘のとおり、きちつとやるといふわけにはまいりませんので、一定の、一割ないし二割のアローアンスをつけまして、その数量に達しそうな段階において隻数を調整する、かような結論でございます。なお、そこに使いました漁獲量、これは最近の実績には見合うものでございます。

○田口(長)委員 ただいま申し上げました基準量は、大体最近における日本漁船の漁獲の実数に見合うものである、決して切り込んではいない、こゝういふような答弁のようでございました。この十五万トンの漁獲を船一そう一そうに割り当てるといふことはこれは不可能と思つてございまして、私は、指定をされました水揚げ港、ここに調査員を置かれて、そうして水揚げした魚の集計を絶えず一そう一そうごとにとつていく、その集計で計算するよりほかに方法がない、かように考える次第でございますが、その点はどうでございませうか。また、この(b)項に示しております水揚げ指定港、この港について、現時点において予定された港がきまつておれば御答弁を願ひたい。また、研究中であればそのままでつけようと思ひます。

○丹羽政府委員 お答えいたします。この数量を船ごとに割りつけるということは、御指摘のとおり、実行上適当でないということで、水揚げ港を指定いたしました。集計をいたして船の出方をコントロールする、かような考え方でございまして、それから水揚げ港等につきましては、御承知のように以西まき網のようなすでに実体がきまつておりますものは大体それを指定する予定でございませ

すが、沿岸漁業等はいま検討中でございます。○田口(長)委員 大体漁獲数量の問題につきましては、政府の答弁されたことに近いものと思はれるのでございます。その次に、日本国農林大臣の声明書、この第一項の問題につきましては、先ほど東海岸における北部の底びき網漁業、この問題につきまして御答弁があつた次第でございますから、それを了承いたしまして、第二の、千七百をを上回ることをなすように指導する、こゝういふことになりましたが、これにつきましても一応答弁があつたのでございまして、各県に対する割り当ての作業はどの程度まで進んでおりますか、重ねてお尋ねいたします。

○丹羽政府委員 お答えいたします。沿岸漁業の規制は、いわば大臣声明による自主規制でございますが、千七百の範囲内にとめたいといふことではございまして、考え方としては、その資格の標識を各県に振り分けることによつて、その標識を使つて、県がその規制水域に出す船を調整するといふ形で処理するつもりでございます。現在のところ、事務的な内部作業は着々進行いたしておりますが、条約そのものが国会の御審議中でございまして、役所の内部の段階にとめてある次第でございます。

○田口(長)委員 いままで質疑応答によりまして、政府が第二の柱としてお考えになつておられる操業実績の確保と、この内容につきましても大体はつきりしたわけでございますが、日本の漁業者の立場から申しますと、政府のこの実績は、これは李ライン設定後の状態からとつたのではないかと、李ラインが設定されるまでは、日本漁船はまだまだたくさんの方が出漁しておつた、こゝういふような気持ちがあるようでございましてけれども、私は、いろいろな事情から、この李ライン設定以来今日まで、困りながらも日本の漁業が継続してきていたわけの最小限度の実績、これが今日政府がとつておられる実績でないかと思つてございまして、いろいろあとで述べます韓国漁業との関係

で、これは最小操業実績、この線をとるのもやむを得ないことである、かように考えておるのでございまして、その点につきまして政府の答弁をお願いしたいと思います。○丹羽政府委員 お答えいたします。操業実績の確保という問題でございますが、李ラインの前にマ・ラインがございまして、マ・ラインの間に戦争という事態がございました。したがって、私ども、単純に実績をとるといふ考え方でなく、先ほど御説明いたしましたとおり、まき網等におきましては、あるいは底びき等におきましては、現在ある船を稼働せしめるといふ立場から数字を考えておるわけで、単純に李ライン下における数字をとるといふわけではございません。最近の実績、船の能力を加味して、日本漁業としてその資源を考へつ必要な漁獲隻数を確保する、こゝういふ基本線に進んでまいつた次第であります。

○田口(長)委員 以上の答弁で、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存位置を目的とする以上、操業実績の確保といふ点では、わが漁業者も大体納得をするんじゃないかと、さういふのでございまして、次の問題に進みたいと思つてございまして。政府は、この日韓漁業条約で、李ラインの撤廃とも加えられましたが、大体いまの二本の柱を強く考えておられるように考えるのでございまして。私は、この政府の二本の柱に、もう一本柱を立てなければいけないんじゃないか、こゝういふことを常に考えておるのでございまして。それはどういふ柱であるかと申しますと、この地図を聞いて韓国

の地形を見てみますと、その周辺の黄海漁場あるいはシナ東海漁場、朝鮮海峽周辺の漁場、この漁場は世界で有数なる漁場でございますが、この漁場の中に韓国が突き出ている。表現を変えますと、優秀なる漁場の中に割り込んでおる、こゝういふような地形を私どもは考へなければならぬといふのでございまして。第二の問題といたしまして、韓国の人口問題を考へてみなければならぬ。

御承知のとおり、南鮮よりも北鮮は面積が広いのでございまして、人口の分布は、その広い北鮮に千五十万人、狭い南鮮に二百四十万人程度が住んでおるのでございまして。この南鮮の二百四十万人がどういふことで生活をするか。かようなことを考へました場合におきまして、韓国の山は御承知のはげ山である。農業は、これに依存していかと申しますと、これは土地改良が一つもできていない。かつて李承晩大統領が、これではいかないといふことで、土地改良に着手いたしましたところが、農民の猛烈な反対にあひまして、次の大統領選挙に關係をするといふことをおそれまして、直ちに土地整理事業といふものを中止をいたしました。今日に至つておるものでござい

ます。そつういたしますと、この二百四十万人の国民は、農業にもたいては依存ができません、こゝういふようなことではございまして、私どもはかつて見たことではないのでございまして、ソウルに行きましても、釜山に行きましても、山の中腹まで小さい家が密集しておる、こゝういふような状態になっております。この二百四十万人の国民がどこに生活の道を求めるか、こゝういふことを考へてみますと、これはどうしても海に向かつていくよりほか方法がない。韓国の人口経済統計によりまして、三十六年に韓国の漁民は八十六万人であつたものが、最近では百三十万人になつておる。これは農業あるいは山、あるいは工業がない。こゝういふことで、二千四百万人が当然出ていくのは海であると思つてございまして。かような観点で、たくさんの方が従事しておるのでございまして、この漁業者といふものは非常に生活レベルが低い。私も正確なる数字を押えておりませんが、普通韓国の漁業者の年間の所得は三十九ドル、こゝういふことを言つておられます。日本円に換算いたしますと、一万四千円である。かようなことで、しかも一家族が四人といたしますと、五百二十万人の人が海でめしを食わなきゃならぬ、こゝういふような運命にあるように考へるのでございまして。

こういふたくさん漁業者が従事しておる。そして一年間の所得は非常に低い。これはどういふことであるかと申しますと、結局漁業の技術、設備、これが非常におくれている。こういう関係でございまして、この点から、この付近の主要漁業でありますところの底びき網漁業あるいはまき網漁業あるいは五十トン以下の小さい底びき網、こういう漁業の実態と、日本のこれらの漁業の実態とをひとつ明らかにしていただきたいのでございませぬ。

○坂田国務大臣 韓国の漁業の問題は、いまおっしゃったとおり、漁民は百三十万で、日本の六十二万の倍以上でございます。それにもかかわりませぬ、漁船等は非常に少ない。特にその中で動力漁船のごときはほとんど一朝にも達してないような程度でございます。その所得のごときも、日本の漁民のまだ二十分の一くらい程度にあるように思われます。いまお話しのとおりでございます。そして、そういう関係から、韓国漁民が海沿いの産業ももちろん発展すべきでありましようけれども、非常に大きな発展の場所であることは言うまでもございませぬ。さような関係でございます。それで、われわれといたしましては、この実情に即応して、韓国の漁業協力という問題に努力を払わなければならぬ、かように存じておる次第であります。

○田口(長)委員 農林大臣から一応の答弁がございましたが、私の手元には、あのかいわいにおける主要漁業でありますところの底びき網のうちで、五十トン以下のものは韓国が百二十五万、日本が大体二百三十三万、五十トン以上のものは韓国が二百八十、日本が七百六十、トロール船は韓国が百トン以上のものがわずかに三隻、六十トン未満が二十五隻、合計二十八万、日本は二百トン以上のものが二十隻である。まき網が四十トン以上のものが韓国が二十隻で、日本は三百五十七、あの近傍で操業するものが百五十七と、こういうような数字になっておりますが、この数字

自体は非常に接近しておるようでございますけれども、御承知のとおり、韓国の漁船は日本の古い船を買って仕事をしておるものが非常に多い。日本では、いままで御承知のとおり、五年以上の古い木造船でなければ韓国に輸出されなぬ。こういうようなことで、非常に設備が悪い。この数字以上に韓国の漁業をおくらかしておる。かように考えるのでございまして、これらの漁業に従事しておるほかの人は、この百三十万人のほかの人は、ほとんど全部が沿岸漁業に従事しておる。こういうような実態でございます。さつき申し上げましたような、さつき申し上げましたような数字が出てくると思っております。

大体海における資源問題につきましては、私は平素さういふことを考えております。遠洋における魚族の資源、これは沿岸もほとんど目立って近いところがないのでございまして、この遠洋の資源というものは、公海の利用の原則によりまして、この資源を利用する必要があるのが当然利用をする資源である。かかる意味から考えまして、日米加である太平洋で、百七十五度以東では日本の一部の漁業を規制するといふ、あの条約や、ソ連がオホーツク海から日本のサケ・マス漁業を締め出してしまつておる。ああいうことは、この原則から、私どもは、適当なときにあの条約は改定してもらわなければ困る、かように考えておるのでございませぬ。同時に、この沿海あるいは沖合の資源はどうか、さういふ問題になるわけでございますが、世界の事情をずっと見てみますと、沿海国がその国の産業構造から、あるいは国民生活、嗜好の関係から、海に對してあまり関心を持たない、さういふような資源があるところは世界に方々にあるのでございませぬ。御承知のとおり、魚には比較的短い寿命があるのでございませぬから、さういふ資源につきましては、これは未利用資源である。この未利用資源につきましては、世界でこの資源を必要とする国が利用するのは、当然である、かように考えるのでございませぬ。これらのことに對しまして、この韓国が取り巻か

れておる漁場、この漁場の資源ということにつきましては、以上の二つと非常に趣を異にしておる。これは日本におきましても、ぜひ必要な漁場であり、韓国におきましても、必要な漁場である。さういふ非常に重要な事情から日本漁業がうんと伸び切つておる。韓国漁業が非常に盛んでおる。これが実態であらうと思つてございませぬ。言いかえてみますと、両国の共有の資源が、さういふ今日でははなはだしくびつこに利用されておる。さういふような実情であるのでございませぬが、かかる実情におきまして、いままでおりの日本の漁業のやり方でいいか悪いかというのを私どもは真剣に考えてみなければならぬと思つてございませぬ。この問題につきましては、いま国際的に重大問題なる南北問題と同じようなことで、非常に盛んでおる。この漁業をそのままほうっておく、われ國せずえんでおる、さういふような実情、これは私は決していいことではないと思つてございませぬ。幸いにして日本の漁民も、隣国の漁業者がいかにも困つても、自分らは自分らだけでおるだけとばかりいふ、さういふようなことを考えておる漁民は一人もない、これだけは確実であると思つてございませぬから、この状態におきまして漁業協力を締結するには、まず李ラインの撤廃、これは非常に必要である。その次に、最小限度の日本の操業実績を確保することが必要であるが、もう一本柱を立てて、このおくれでおる韓国漁業を、あらゆる点から協力をし、一日も早くある程度の発達をさせてもらつて、格差をできるだけ少なくする。このこと自体が将来両国における漁業紛争を防止いたしますし、日韓の友好を増進することになり、両国の漁業を安定して発達させる。さういふことであらうと私は考えるのでございませぬ。この点につきまして、さういふわけでございますか、政府は、実際に漁業協定の内容を見ましても、附屬書の内容を見ても、あるいは交換文書を見ましても、あるいは商業上の民間信用供与に関する交換公文を見ましても、

実際にはこの精神を繰り込んでこの条約を結んでおられる。にもかかわらず、日韓漁業協力の締結というものは、李ラインの撤廃と操業実績の確保、この二つの柱だけを出しておられる。私は、この二つの柱に、私どもがあらゆる力をもつて協力をしておくれ、韓国漁業の伸ばし、これによって韓国漁業者の収入をふやして生活レベルを高くする、幸福になるように協力をする、さういふ精神も第三に一本入れておるのである。さういふことをはつきり日本の漁民にも説明されれば、この条約を納得するのには、日本漁民も非常に早いと思つてございませぬ、また将来、この海域における漁業侵犯その他を侵してはいいかという心がまえに對しても非常に重大問題である。また、韓国の漁業者に對しても、日本の政府、日本の漁民がさういふ気持ちであるといふことをよく徹底させますれば、さつき申し上げました李ラインの話のような、さういふことをもうすでに日本は着手してあるんだ、さういふことになると思つてございませぬが、この点につきまして、今日まで政府は、さういふ重要な柱といふことを考えませんし、説明もされなかつたのでございませぬが、この点は一休ど考慮しておられるか、御説明を願いたいと思つてございませぬ。

○坂田国務大臣 おっしゃるとおりでございます。私どももいたしまして、韓国の漁業協力のために、たとえば技術の交換とか、あるいは専門技術者を派遣するといったようなことに対する交換公文をいたしておりますし、そのほか、民間供与によるところの漁業協力といった方向にも進んでおるようなわけでございます。いまおっしゃったとおりの考え方を持っておることをつけ加えて申し上げます。

○田口(長)委員 以上によりまして、この漁業協定の締結に対する政府の基本的態度と、その中にぜひ一本の柱を立ててもらいたいという問題、それからもう一つ重要な、操業実績を最小限度確保している、さういふことを大体はつきりしたと思つてございませぬ。

その次に、私は、この漁業協定その他の各条文につきまして、国民にはつきり説明されたほうがいい、あるいは不明な分がある、こういうような問題について質問をし、最後に、この締結後日本政府というものはしつかりした決心を持ってもらわなければいけぬ、この問題について質問をいたしたいと思つてございしますが、時間が十二時十分までで終わつてくれというふうなことでございしますから、少しかけ足になるようございしますけれども、簡単にひとつ御答弁を願いたいと思つてございします。

漁業協定の第一条で韓国と日本の漁業水域が重なるところはどこで、どの長さ、どの距離くらいに重なるか、その点を明確にしてもらいたい。

○丹羽政府委員 お答えいたします。

それぞれの沿岸国が十二マイルの専管水域を引くことを異議を申し立てないときめております。日本国としては、その水域が接続した可能性がございします。対馬沖にこの線を引きたい、かように考へております。そういたしますと、対馬と向こうの直線基線との間では一番狭いところで二十・六マイルでございします。両方の線が交錯しますのが二・四海里でございします。二・四海里だけ交錯いたします、その半分ずつに中点をとりまして、一・二海里だけそれぞれの専管水域が一番重複した地域では下がる、こういうふうなことに相なります。それから、ぶつかった点の弧と弧の交わりは十七・八海里になると測定されます。

○田口(長)委員 この第一条の問題につきましては、今度低潮線あるいは直線基線で十二海里の漁業水域をつくつた、これが第三国にこの制度が波及するといふ問題が起ると思つて、これはさしあたりニュージラランドから漁業専管水域設定という問題が出てくると思つて、ニュージラランドのあの沿岸と韓国の沿岸とは、沿岸漁業者の密集度が非常に違つて、ございしますから、その点をひとつよく御説明されてしかるべきじゃないか、こう考へるのでございまして、何と考へましても、沿岸漁業者が密集しているその区

域に、ここに他国の網漁業が侵入するということ、これは人道からも認められぬ、かように私も考へておる次第でございします。

それから第二条の原文で、「両締約国は、次の各線により囲まれる水域(領海及び大韓民国の漁業に關する水域を除く。)、この「領海」ということばを使つたのはどういふわけにございしますか、それを御説明願いたいことと、それから先日社会党で、(x)の北緯の牛嶺嶺頂、どういふところを使うのはけしからぬ、どういふような意味にとれるようなことばもありましたが、私は、この問題につきましては何にも差しつかえない。御承知のとおり、各商船、各漁船が、正午の自分の船の位置を出すのに、太陽を基点にして天測によつて自分の船の位置を出して、この太陽のよりなものである。また、長崎から上海まで何海里あるか、どういふことを地図をばらして定木を当てる場合に、すつと線を引かして四百八十海里だ、どういふような意味にございまして、その線の方向をきめる点にとつただけでございしますから、この問題を問題にされることはなほはおかしいと思つてございしますが、前文の「領海」といふ問題と、いまの問題につきまして、政府の御答弁を願いたい。

○丹羽政府委員 お答えいたします。

第二条の本文は、共同規制水域の外側の点を規定したてておりますので、幅としての共同規制水域をあらわすためには、その外側の線と内側の線を除いた間ということになるわけにございします。そこで、大韓民国が漁業に關する水域を引かした場合には、その引いた水域と、ここに書かれております外側の線との間が共同規制水域になる。しかし、大韓民国がどのように専管水域を引くかは目下まだ未定でございしますが、もし引かない場合は、領海からということになります。なお、朝鮮半島におきましては、大韓民国の管轄権の及ばない地域におきましては、その地域におきまして領海から、その外側の線との間を共同規制水域にするという趣旨でございします。

○田口(長)委員 次は、第八条で「漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認める措置を執る」、こういう文字を使つてあるのでございしますが、この「適切と認める措置」と、アジア局長が安全操業に対して往復書簡を出してございします。あの適切な措置と、この関連はどうなるのでございしますか。この八条からあの往復書簡が出ておるかどうか。また、適切な措置で両国の民間関係団体を使われる、こういうことであれば、日本の民間団体はどの団体をお使いになるつもりであるか。その点を御答弁願いたい。

なお、牛嶺嶺の問題でございしますが、海図に、いろいろのみまきの突端、山の上ということを作図上の点にすることは、常にあることとございします。

を政府がするということとございします。そこで日本側におきましては、日韓漁業民間協定特別委員会というものを大日本水産会につくりまして、底びき及びまき網、沿岸それぞれ各分野からの推薦を受けました代表団の構成を考へまして、一昨日一応発足をいたしました次第でございします。

○田口(長)委員 第十条の第二項につきまして、外務大臣に御所見をお伺いしたいと思つて、ございしますが、この協定は、五年間効力を存続し、その後は、いずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。、どういふことになつておりますか、この意思表示がない場合は自然に継続すると思つてございしますが、その点はいかがでございしますか。また、その場合におきましては、効力期間は一応五年と考へていいかどうか。この二点を御伺いしたい。

○椎名国務大臣 意思表示がなければ自然に続くのであります。

○田口(長)委員 そのときの効力期間……。

○椎名国務大臣 その効力が続くのであります。

○田口(長)委員 継続した場合は効力期間、一応五年と見ていいのですか。

○椎名国務大臣 意思表示がなければ継続する。

○田口(長)委員 その継続の効力は、五年間は意思表示ができないことなるのですか。その途中でも意思表示ができることなるのですか。

○椎名国務大臣 継続後いつでも意思表示ができますから、差しつかえないと思つてます。

○田口(長)委員 いつでもできる。次に、この日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定についての合意された議事録、この議事録の三項の、暫定的漁業規制措置に關する取締り及び違反について、この問題につきまして、四月の三日仮調印されて、六月の二十二日に本調印をされた、その間に非常に時間がかつた。その時間がかつたのは、濟州島とこの条文の問題であると思つてございしますが、この条文について、この追加された部分で、(b)だとか、あるい

は(付)だとか、いわゆる巡視船の連携巡視の問題だと
か、他国の公務員の乗船の問題とか、こういう
うことでも著しく日本が後退したのではないかと、ま
た旗国主義の一種の修正ではないかと、こういう
ような疑問があるように感じますから、この点
をよくひとつ御答弁を願いたいと思っております。

○坂田国務大臣 漁船の問題は決して旗国主義を
護つたものではないのでありまして、必要な場合
において特にそういうことを申し出た場合に、わ
が国においてもそれを許してもよからうというこ
ときには乗船を認めて、そうして参考に供するとい
うことなのでありまして、旗国主義を護つたもの
ではありません。それからもう一つの、連携巡視
の面でございますが、これも同様でございます。ま
して、いつもこれをやるわけではございません。ど
うしてもその必要があるという場合に、両方が協
議をして、そうして協議がととのつたときにやる
わけでございます。これも決して旗国主義の原
則をこわしたものではありませんから、さ
ように御了承願います。

○田口(長)委員 旗国主義を修正したものではな
い、その点と、この問題に關しましては、私は、非
常にけつこうな項目を挿入された、こう考えてお
るのでございますが、この協約は日韓両方で責任
を持つて万違反のないようにしなければならぬ、
その観点から、こういう条項は非常にけつこうで
あると、私自身はさように考えておるのでござい
ます。

第九項の無害通航の問題につきまして特に注意
をしておきたいと思つておりますが、「領海
及び漁業に關する水域における無害通航(漁船は
漁具を格納した場合に限る)は、国際法規による
ものであることが確認される。」、こういうこと
でございますが、直接の問題は、韓国の半島と濟州島
の間の水域を完全に通過ができるかどうかと
いう問題に關すると思つてございまして、あの
濟州島を回るといふことになりまして非常に時間
と燃料その他を使う、どうしてもあの水域を通過

しなければならぬ、こういう事情にあるのでござ
いまして、ここにカッコして書いております(「漁
船は漁具を格納した場合に限る。」)この格納とい
うことはいろいろに解釈されるのでございませ
ん、今日までの国際通念としては、格納とは、封
印をすることである、かようなことになりま
す、トロール漁業にしても、底びきにしても、ま
き網にしても、これはあの水路を通過することが
できないということになる。したがって、実
情からいって、この網あるいは漁具にカンパスを
かけてそうしてロープで縛る、その程度が、こ
こにいう格納という意味に該当する、この点を韓
国とよく打ち合わせておかれなければ、將來非常に
やつかい問題になると思つてございしますが、
さういふふうには打ち合わせておられますが、そ
れでよし、打ち合わせておられない場合は、あら
ためてよくこの合意をとつておかれる、こうい
うことをぜひお願いをいたしたいと思つてござ
います。

○丹羽政府委員 お答えいたします。
国際通念をいたしましては、領海、接続水域等
におきまして、漁業をやつてはならぬといふこと
に漁業をやつてはならぬといふことは、無害
通航とは認めないという慣例がございまして、した
がつて、それを確認の意味におきましてここに明
らかにいたしたわけでございます。その一番代表
的な例が格納でございます。しかし、いま御指摘
のまき網その他等につきましては、カンパスをか
けて、漁業に従事する態様はないといふものは無
害通航であるという確認は、民間協定を通じ、政
府協定を通じさらに明確にいたす所存でございま
す。

○田口(長)委員 まだこの条文についていろいろ
問うことがありますが、時間もありません
からこの程度にとどめまして、これからこの漁業
協約を締結した後におきまして日本政府が具体的
に相當な施策をやつてもらわなければならぬ、そ
ういふ問題があるでございしますが、その問題に
ついて順を追つて質問をいたしたいと思つてござ
います。

韓国の漁業をできるだけ伸ばす、こういうこと
について、さしあつたりの問題といたしましては、
無償三億ドルの中で、おそらく韓国は、漁業基盤
の整備、こういうことをやると思つてございま
す。また、民間供与の九千万ドルで漁船建造をや
る、こういうことになりまして、急速に韓国の漁
業が伸展をしていく。その場合に、日本の漁業と
の關係をどうするかということにつきましては、
韓国の漁船建造計画を、これは日本政府とよく打
ち合わせられまして、できるだけ日本漁業と競合
をしないような漁業の方向に——これは全く競合
しないといふことはできないのでございまして、け
れども、できるだけ競合のないような方向に話し合
ひ、それが韓国のためでもあるし、日本漁業のた
めでもある、かように第一点は考へるのでござ
います。

それから第二の問題といたしましては、この段
階で日本の許可漁業といふものをあまりかたく見
ないで、国内的にも弾力的に余裕のあるところに
余裕のないところの漁船を持っていく、こういう
ようなことを考へられると同時に、日本の非常に
詰まつた漁業をできるだけ国際漁場にひとつ出し
ていただく。いまカツオ・マグロだけは大体
他国と太刀打ちができるような状態にありますけ
れども、大型トロール、大型底びきといふような世
界の状態は、五百トン以上の世界の漁船は千三百
十七艘程度ありますが、日本ではわずかに五十
三艘しか四艘くらいじゃありません。こういうふう
に日本も非常に少なくなつておる。資源の關係もあ
りましようが、この国内漁業の調整に、国際漁場
にどうしても出ず、こういうような積極的の方針を
やつてもらいたい。国際漁場で日本の漁業を競争
させた場合におきまして、他国の漁船があまり多
くなかつたときは、日本の優秀なる技術ですべて
経営は順調であつたのでございまして、今
日では共産圏の困窮問題でありますし、あの国で
なくとも、ほかの国では遠洋漁業といふものを非
常に保護しておる、こういうようなことござ

ますが、日本の遠洋漁業は政府からは何にも保護
されてない、資金をつくるのも自分でつくる、
高い金利の金を使って船をつくる、こういうよう
な状態でございますから、このままでは日本の遠
洋漁業といふものは非常に窮地におちいる次第で
ございまして、国の保護といふことについて特
別にひとつ考へていただきたい。

さらに、あの海域では、韓国も日本も、非常に
重大な漁場であるにかかわらず、この資源調査とい
うものがひとつもできていない。いままでもあんな
重大な海で資源調査がひとつもできていない。私
どもは、資源調査のこの基礎によつて、この資源
をいかに保存し、いかに分配をするかといふこと
を考へなければならぬのに、それができていな
い。幸いにこの協定關係にも資源調査があるので
ございまして、あの東海あるいは黄海、朝鮮海
峽のあそこを魚族資源について日本政府としては
真剣にひとつ研究をしてもらひ、充実したその内
容をどうしても日本政府として決心してもらひ、
こういふふうには考へる次第でございしますが、以上
についてひとつ総理大臣の御答弁を求めたいと思
つております。

○佐藤内閣総理大臣 漁業自身は、他の経済部門
の成長とともに同時に私も考へなければなら
ないでございまして。また一面、御承知のよう
に、私どもの生活向上のためにも、あるいは食糧
の面等でもこれは確保しなければならぬ、こう
いふ立場でございまして、御承知のように、いま
までの漁業の沿革等を見ますと、沿岸から沿海に
なり、さらにそれが遠洋、だんだん他に出かけて
いく、いわゆる略奪漁業と、こういうような表現
がされております。しかし、こういう意味の立場
ではなかなか漁業資源を確保するといふことは困
難でありますから、それぞれの漁場等の積極的開
拓もいたしますが、同時に、魚族保存、こういう
意味で、人工ふ化その他もよほど科学的に進んで
まいつたと思つております。しかし、何よりも大事なこと
は漁場の開拓だ、かように私は思つておりますが、こ
れは国際的な問題にもなりますから、国際的にも

各国の協力のもとに新しい漁場を開拓していく、そして相互緊密な関係を持つていく、かようになつておると思ひます。同時に、このことをするために、漁港の整備をするとか、あるいは流通機構を改善していくとか、いわゆる漁業そのものがりっぱな近代経済機構のもとにおいて十分生産性を上げるように、近代化等も積極的にはかかっていく、こういうことに気をつけなければならぬと思ひます。国が十分の保護をしていないということですが、しかし、私は、ただいまのような観点に立つて見ると、いわゆる漁港等の基礎的条件を整備するには積極的についぶん金も投じておると思ひますし、また、漁場の開拓等につき、あるいは漁業家の安全確保等の観点に立ちましても、国は積極的のこれに協力しておる、かように私は思ひますが、なお十分だということではござい

ますが、それらの点について、もっと積極的にこれらのもが十分関係の方々の満足を得るようになつていく、かように思ひます。次に、最後にお尋ねになりました、この日韓漁業協定ができて、そして近くの漁場、これが確保される、このことは、たゞいま漁獲量が減るとか何とかという非難があるようですが、しかし、この漁場を長く存置し、しかもまた漁業資源を維持強化していく、こういう意味から申しますと、現状の程度で私どもしんぼうしなければならぬ、いやないだらうか。それにつきましても、たゞいま御指摘になりましたように、この地域の資源調査、これが十分できていない、このことはいかぬじやないか、かような御指摘でございますが、御承知のように、今日まで日韓間に漁業協定一つでき上がらなかつた、そういうことも、この資源調査を今日まで行ない得なかつた、こういうことも、関係がある、かように思ひますが、今後、日韓の漁業協定ができたという機会に、両国共同いたしましたこの資源調査を徹底し、同時にまた、それに対する対策なども考えていく、これは最も望ましいことだ、かように私は思ふ次第でございます。

○田口(長)委員 時間がありませんから次にいきますが、第二の問題といたしまして、韓国の水産物が日本に入つてくる、そうすると、日本の市場を攪乱して漁業者が非常に困るのじやないか、この点を漁業者が非常に心配しております。私どもはこの日本の市場を攪乱する、そのことは困りますが、また、韓国の水産物は入れたくないが、ここで日韓が手を握りました以上、これは好むと好まざるにかかわらず、ある程度水産物を輸入せざるを得ないことになつてくる。さうな情勢のときには、日本の水産業者が困らないようにするには、これは日本の受け入れ態勢を確立するよりほかには道がない、かように考へるのでござい

ます。その受け入れ態勢といたしましては、どうせ損害をこうむるのは漁業者である、また、自分らとつた魚その他を持つておるのも漁業者である、こういうことでございしますから、漁業者の団体に品物を握らせて、そして漁業者自身が、自己の責任において、自分らのもと一緒に、販売する時期あるいは出荷する時期を調整して、そうしてさばく。輸入業者あるいは問屋は、仕事を排除するのでなしに、これらの業者の使命、その仕事だけはやつてもらつて適正なるマージンで働いてもらう、こういう体制をとることが、この漁業者が一番おそれおる韓国の水産物の輸入に対する恐怖を除去するゆえんじやないか、かように考へる次第でございますが、この点について総理大臣かあるいは農林大臣からの御答弁をお聞きしたい。

○坂田国務大臣 水産物の韓国からの輸入問題は、これは韓国の漁業協力をやりますることと関連したしまして、やはりある程度入つてまいりま

とに輸入をしてまいるという方向にいくということは、これは言うまでもないわけでございます。それにつきまして、たゞいま田口委員からお話の点でございますが、理想としては、そういう方向に進むのが確かに一つのいい方法であらうと思ひるのでございしますが、しかし、直ちにそこへいきかねるいろいろの事情もあつたので、これらの問題については十分検討を加えてまいりたい。なおまた、さらに、この輸入につきましては、輸入割り当て制度を弾力的に行なうということも並行していかねばならぬかと思ひるのでござい

ますが、二つにこれを分けて考へたらいいだらう。ただいま出ておりますように、わが国全体として

私どもも一つあつた問題として指摘したいのは、いわゆるサバであるとか、あるいはイカであるとか、あるいはレンコダイであるとか、こういうものが下関あるいは長崎の市場に殺到して

が繁栄への道をたどる、これには大いにふりしななければならない問題が多い、かように思いますので、特に関係の深い方々に對しまして、これらの点を御協力願うように私は御注意申し上げておる次第でございます。

○田口(長)委員 第三に重要な問題は、この海域において、いかなることがあつても、日本の漁船に協定違反、漁業違反をさせてはいかない、このことであると思つておられます。日韓兩國間におきましてこの正常化がうまくいかない、こういふことが万ありとすれば、おそらく私は悪徳商人のほつこと漁業における違反の問題が統出する、この二つが最も重大なことではないか、かように考へるのでございまして、この違反防止の問題につきましては、政府はひとつ万全の処置を講じていただきます、それにはかけ声だけではいかないの

でございますから、まず漁業取り締まり船の充実、指導船の充実という問題と、それから漁船と陸上との連絡のためにトリーキングビーコンを陸上に設置する、またあるいは海岸局を設置する、漁船のほうにはレーシーバーを全部設置させて、自分の船はどこにおるか、こういふことがはつきりするようにならうという装置をしてもらいたい問題がひとつ。

もう一つは、あの対馬海域は、非常に海岸線の屈折が多くて複雑でございます。したが、いまして、灯台の問題が常に問題になるわけでございますが、この沿岸灯台の設置というところにつきましても、政府としては御配慮を願わなければならぬのじゃないか。

もう一つは、あのかいわいが、いづれ対馬が前進根拠地になると思つてございまして、いまあすこにある漁港は、李ラインがあまりに際におきまして、よくよく漁船を停泊しておる、その隻数をかろりて入れておる、こういふことで、この李ラインが撤廃になつて、割り当てられた漁船があつた海域に出漁するということになりますと、いまの

対馬の漁港あるいは避難港ではどうしてもおさまりがつかない。これは、台風その他のときにあす

こに行つてみますと、もう舷々相摩して、よそ舟がいっぱい入つたために土地の漁船が入れない、こういふような実情をいままでも繰り返しておるのでございまして、対馬における避難港及び漁港の修築、改築につきましては、特段の御配慮を政府でも持たせまして、これらの漁船をすみやかに収容ができる、それが違反問題につながるのだ、かようなことを私はこの機会に政府に強く要望をいたしたいと思つてございまして、ことに、大蔵大臣がおいでになつておられますが、おそらくこれらの問題につきましては、各省ともどうしたらいいかというのを真剣に研究して、そうして大蔵省に予算をお願いすると思つてござい

ますが、非常に重要な問題でありますから、特段の御配慮をいたしたい、かように考へる次第でございます、この点につきまして、総理と大蔵大臣、農林大臣の御答弁をお願いいたします。

○佐藤内閣総理大臣 予算編成に際しまして十分考慮いたしたいと思つておられます。

○坂田国務大臣 ただいまの御趣旨に沿うように努力いたしたいと思つておられます。

○福田(勉)国務大臣 関係省と相談をいたしまして善処いたします。

○田口(長)委員 最後に、漁業補償の問題につきまして触れてみたいと思つておられます。

この補償問題につきましては、私どもは、政府内部におきまして大体内定をしておられる数字がある、こういふことを聞いておるのであります。その内容は、四十億の特別交付金と低利長期の十億の融資、こういふことを聞いておられます。漁業者が出しました書類を審査いたしますと、九十億三千万円ということでございますが、そのうちには、休業補償その他において、私どもが見ましても、どうも少し無理な要求でないか、こういふような点もあつて、あれを厳格に査定をいたしますと、私どもが査定すると、まあ八十億くらい

のものじゃないか。この補償金額につきましては、非公式ではありますけれども、日本の係官から韓国の係官に、この拿捕漁船の補償は大体どのくら

いだろう、よくわからぬが二千万ドル程度ではないだろうか、すなわち七十二億程度じゃないだろうか、こういふことを言つておられる。こういふような関係におきまして、政府は交付金が四十億、低利長期の資金が十億、こういふ金額をきめられたのでございまして、この問題について大蔵大臣が漁業者の実態をお考えになつて、これは見舞金の意味もあるから税金はかけない、こういふ腹がきまり、また、この十億の融資はほんとうに低利長期の金である、こういふことになりまして、おそらく、五十億に對しまして、すでに政府は十五億を出してありますから六十五億になり、さらに、その上に税金がかかるのを免除されるのでありますから、韓国に示した七十二億以上の金額に相当するものでないか、かように私考へるのでございまして、この点につきまして、この税金の問題と、ほんとうに低利長期の資金十億、これら二つを大蔵大臣にお考えをお願いしたい、それでなければ説明もつかない、こう思つておられますから、ひとつ大蔵大臣のこの二点に對する御答弁をお願いいたします。

○福田(勉)国務大臣 まず、長期低利でありますから、これは農林漁業金融公庫から、できる限り、その性質に見合はせて、長期であり、かつ、低利であるものを供給したい、かように考へます。なお税金につきましては、これは見舞金の意味をもちました交付金でございますから、これは所得税なんかの面においてはほとんど問題が起らないんじゃないか、かように考へます。ただ、休業中の営業に對します交付金のな部分につきましては法人税が一体どうなるかという問題があらまするが、私どもはこれも補償金であるといふような性格をできる限り採用して、そうして個々の事案をなるべく税金がかからないといふうりに行政上措置してまいりたい、かような考へてございまして。

○田口(長)委員 時間が非常に過ぎましたから、私は最後にこの問題の締めくくりをいたしたいと思つておられます。

思つておられます。

いままでも質問したところによりまして、李ラインの撤廃問題、あるいは操業実績の問題、あるいは私の主張するもう一本の理念の問題、それから条文に對する疑義の問題、これは非常に荒っぽく聞きましたけれども、この問題、また、締結後における日本政府に對してもお願ひをしなければならぬならぬ、また、決心をしてもお願ひをしなければならぬ問題、こういふことについて御質問を申し上げたのでございまして、最後に私は、この条約締結で李ラインが實質的に撤廃されるのでございまして、過去十四年の間、この李ラインが存在しておりましたために、日本の漁業者がいかにかにひどい目にあつたかということにつきましては、皆さん御承知のとおりでございます、拿捕漁船三百二十三、拿捕した人間が四千八人近く、こういふことで、これらの拿捕船員は、向こうの裁判にかけられて、そして八月から十月月々らしい獄舎生活をして、それで帰すかと思つておられます、外国人収容所で、またいつまでも引っぱつておる、こういふようなことで非常に困つておる。また、拿捕された家族の關係、これも非常に悲惨でございます、一家ばらばらになるようなところもたくさんございまして、また、近所近辺、親戚から金を借りて、もうそこにおられない、こういふようなところもあつてございまして、非常に悲惨な状態を十四年間繰り返してきて、こういふ実情であるのでございまして、かようなところ

態であるのでございます。その悲惨なことがこの条約によってなくなつてしまふ、こういうようなことではございませぬ、また、締結以來一そのの拿捕船もないし、いまの西日本の漁業者がこの海域に出漁するのに非常に明らかな顔つきでみんなが出漁している、あの状態を見ますときに、私は、社会党にいたしても、民社党にいたしても、共産党にいたしても、おのおのその立場はよくわかるのでございますけれども、西日本漁業者があつた苦痛からいま明らかになつておる、この状態をよくごらんくださいまして、この条約が一日も早く成立するように、これは私個人の野党に対してお願ひでございますが、同時に、政府といたしまして、一段の努力をしていただきまして、この批准が早くできますように御努力あらんことを切に要望いたしまして、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

○安藤委員長 午前の會議はこの程度にとどめ、午後一時二十分より再開し、参考人から意見の聴取を行います。
これにて休憩いたします。
午後零時三十五分休憩

午後一時四十分開議
○安藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。これより、議題となつております各案件について、参考人として御出席をいただきました評論家内海三三君、国士館大学教授田村幸策君、評論家御手洗辰雄君、以上の三名の諸君から意見を聴取することといたしますので、さよう御了承願ひます。

この際、委員長から参考人の各位に申し上げます。参考人には、御多用のところ御出席をいただきました、まことにありがとうございます。
それでは、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

の実施に伴う同協定第一条上の漁業に関する水域の設定に関する法案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案についてそれぞれ御意見を承ることとなりまして、参考人各位におかれましては、何とぞ忌憚のない御意見を述べたいべくお願いいたします。

なお、議事の順序につきましては、内海参考人、田村参考人、御手洗参考人の順序でそれぞれお話し二十分程度の範囲で御意見の開陳をお願い、次に参考人に対する委員の質疑を行なうことといたします。

それでは、まず最初に内海参考人をお願いいたします。内海参考人。

○内海参考人 きょうは先輩の参考人の方がお二人も見えておりますので、私はちょっと急ぐ事情で先にやらしていただきますが、ごく簡単に、そして国民の一員としてこの条約の成立を希望する立場から、感じたこと二、三を申し上げます。

第一に、この問題について、条約の解釈が両国で食い違つている、だから問題だという反対派の意見がずいぶん出ておまして、中には、条約の体をなさぬというまでの酷評も出ておるようでありまして、この食い違いに關しまして、私のしろうとなりに意見を申し上げます。食い違いといつても、条文そのものの意味に關する解釈ではなくて、これを自分の国で受け取り、自分の国の国民に説明する点の食い違いであります。そもそもこのういふことは条約には非常に多いのであります。というものは、そもそも条約などというものは、ことに今回のごとく多年の国民的利益と感情の対立を整理する、調整する条約におきましては、最後は、すつたもんだのあげくに一つの微妙なことはの上の妥協になる。これが条約といふものの常識であります。でありますから、この条約には双方

一応満足している、満足しているから調印するのであります。と同時に、半分あるいは三分の一くらいは不満な点がある、こういうことが非常に多いのであります。条約は大体そういうものであります。このことばの上の微妙な妥協ということにつきましては、私は一つ、これは条約ではありませぬけれども、あることを連想するのであります。それは、いまから何年前でしたが、社会党の右と左が合同して今日の社会党になったときに、その綱領をどうするかという話し合いにあたりまして、国民党が大衆政党内閣というイデオロギーの問題がもたらしたのであります。その結論として、階級的大衆政党内閣ということばを持ち出して、これで双方が満足して綱領ができて上がったと聞きました。この場合、これはことばの微妙な妥協でありまして、そうしてその場合、合派の人は階級政党内閣というところに重きを置いた、左派の人は階級政党内閣というところに重きを置いた、こう理解するのであります。おそろしくこの右派と左派の両派に、くに帰つて国会に答弁するよ

うな事情がもしありますならば、いや階級政党内閣であるといふ、あるいはいや大衆政党内閣である、こう説明しただらうと思ふ。つまりそこに食い違いが出たであらうと思ふのであります。こういふ微妙なこと

とは世の中には非常に多い。ことに政治的対立といふものがある限りにおいては、非常に多いのであります。それが妥協であり、調整であります。でありますから、条約のこういふ点をとらえてそれが否決すべきものである、反対すべきものであるという議論は、そもそも条約を審議する態度としては間違つておる、こう私は思ふのであります。これは体をなさぬどころか、条約とは一体さういふものであります。この点については社会党の皆さんにもぜひ御了解をお願いしたいと思ふのであります。しかし同時に、反対派の人たちのこのういふ指摘に対して、ジャーナリズムの中に、堂々たる大新聞の論説の中にも、これを取り上げてたいへん大問題であるがと語り議論がおりますので、ジャーナリズムの人たちにもこの席から申

し上げたいと思ふのです。

それから、同じことではあります。条約の管轄範囲あるいは国の管轄範囲という適用範囲の問題があります。これは前回、昭和二十七年四月にできました日華平和条約の一つの前例があります。このときも適用範囲が非常にめつたのであります。最後は、台湾、澎湖島という文字で表現すると同時に、この条約の適用範囲は、現に中華民国政府の支配下にあり、また今後支配下に入る領域に適用する。今後入る領域といふのは、中国大陸であることは言うまでもありません。さういふ交換公文をもつて双方の合意が成り立つたのであります。このときも中華民国のほうでは、自分のほうは中国大陸を全部代表する唯一の合法的政權として本条約に調印したということ国民に報告してあります。さういふ例はあります。

それから竹島の問題、これは重大であります。私は、これを、うやむやになつたといふことがござい形はなほだ気に入らないのであります。これも非常に似た例が日ソ共同宣言であります。昭和三十一年にできた共同宣言、この第九項目には、この宣言で兩國の国交正常化した後も、平和条約締結に關する交渉を継続することといふことが合意の対象になつております。この場合に日本の政府は、平和条約の交渉とは関係、択捉の兩島の帰属に關する問題を含んでおる、こう説明して押し通しました。それは、その問題以外には平和条約の問題はもう残つていないのでありますから、さういふ説明でございます。ところが、これは皆さんも御承知のとおり、ソ連のほうでは、すでにこの二つの島はソ連の領土だと言ひ張つておられます。これなどは、竹島のような小さな岩の島じゃなくて、大きい島に關してこれと同じような協定ができておられます。

さらに注目すべきは、当時、今日の社会党はこの日ソ共同宣言に対してさういふ点をもつて反対をしなかつた。非常に公式に賛成の意を表して、国会は、ほんのわずかな反対はありましたが、満場一致でござつておられます。さういふことも、佐

藤総理ではありませんが、固々あるのであります。さらに、この竹島の問題に關して私は氣に入らないと申しました。それを残すならならば反対していいぐらいに政府側にお話したこともあるものであります。私がよくよく考えてみまするのに、竹島にしろ択捉、国後にしろ、相手方が武力をもってこれを占領して動かないというときに、それならば日本はどうすればいいか。その瞬間に兵隊でも出して戦うというとは別としまして、そのまゝ何十年もたつている今日どうすればいいか。国際紛争は武力によつて解決しないと憲法九条にござります。そうなる以上はどうしたらいいか。これを卑近な例にたとえますと、女團に暴力団がすわつておる。これを排除する方法が三つあるのであります。一つは、自分でけんこつでたたき出す。これは憲法九条の問題であります。それができなければ警察へ電話をかける。つまり公の権力に訴える。それが今度の場合には、相手が承知しなくてはならない。そうすると、もう一つ残つたたつた一つの手がある。金一封を包んでお引き取りを願う。私は、今度の八億ドルの請求権の問題について、こういう意味において、ほかの意味も大いにあります。金一封をもつて李ラインと竹島からお引き取りを願いたい、こういう意味のものだとかねて理解しておつたのであります。李ラインのほうはお引き取りを願つたよりであります。竹島のほうはお引き取りを願つたよりであります。さらには三億ドルも出して竹島を戻してもらふかということになると、これは自分の領土権を認めないことになるし、向こうで売らぬと言へばこれだめです。結局は今度のような、国際紛争は平和的に解決するという憲法九条の精神をそのまま条約に織り込んだ今度の交換公文で将来を待つという以外に手が無いのだ、こういうことがわかりましたので、いまの最初に申し上げました氣に入らないというのは撤回することにした次第であります。

最後に、李ラインであります。政府当局は、どういふわけか李ラインは撤廃されていらないと返

事しない。私が外務大臣でありますならば、李ラインは撤廃されておられません、こう答へたい。なぜならば、これは相手が不法にも一方的に宣言しただけでありまして、日本側はこれを一べんも承認したことはない。一方的に宣言したものが一方的に取り消されない限り、まだ撤廃されていないのであります。でありますから、漁業条約によつてこれは有名無実になつた。有名のほうは韓側でその名のあることを認めればいいし、無実のほうは日本側で条約の効果を維持すればいい、こういう意味において李ラインは撤廃されていらないで差しつかえないかと思つた次第であります。

これが六年後の条約の満期のようなときに、今後いふゆる李ラインの拿捕問題が復活するかどうか、こういうことが疑問になつておられます。これはおおよそ条約というものの意味を理解しない一種の愚問だと思つます。というのは、期限が切れたらそのまゝひっくり返つてしまふというならば、どんな条約でも期限を無期限にする以外に手が無い。期限がある限りはその約束はあつたといふことになるのだ、こういうよりな考え方のようでありまが、そうではあります。その後の兩國の間で、この漁業条約を履行する上に兩國ともこれで便利だ、これではなはだけつこうだと思つた状態が五年続けばそれでいいのであつて、それ以外に手はない、私はこう考へておられます。でありますから、自民党の皆さんや政府にもぜひお願いしたいことは、今後漁業条約の履行において韓側を政府も漁民も裏切ることのないように、ほんとうにこれが有効であつたと相手方に思わせるようによつていただきたい、それだけが兩國の間を親密にするゆゑである、こう思つたのであります。

防波堤として存在している。かつて朝鮮戦争がその防波堤であつたことは間違いない。今日はその危険が薄らいだから忘れておるようでありまが、韓国民はそのためにたいへんな犠牲を払つておるし、今日でも物心両面で負担を過重されております。これに対して日本が何か尽くすということは、これはあたりまえのことではないか。これを佐藤総理以下あまり大きい声でおっしゃらないようです。おっしゃりたくない事情がどこにあるのかよくわかりませんが、私は、そういう意味において、日本国民の一人として、これに賛成の意を表したいわけでありまが、

第二次世界大戦が終つてから、主としてアジア・アフリカでありまが、植民地の地位を脱却いたしました。新たに独立を勝ち得た國が、全世界で五十九あります。そのほとんど全部はアジア・アフリカであります。その五十九のうちで、昔のその土地を持つておつた領主と新たに独立を勝ち得た國との間で、まだ國交の回復もないという異常な關係にある、世界の進運に取り残されておる關係にありまが、日本と韓國のみであります。それは兩國国民にとつて利益でもありません。終戦以來二十年の歳月は、日韓兩國ともにとらわれずに、輝かしい将来を開拓するにありまが、このことを気がついたのであります。それで、今回多年の懸案でありましたものを全部解決いたしました。ただ一つ領土の問題を残して全部を解

決いたしました。ちよと九年前に領土問題を残して日ソ間に國交の再開をやつたことと軌を一にするのであります。韓國におきましては、日本に対してのお憤慨の念を持つておるやに考えられますのであります。今日日本は、科学技術の驚異的な進歩に伴ひまして、世界のしんしんたる進運におくれぬように、落後しないように、産業の開発、民生の向上に全力を傾倒しておられます。それによつていささかでもこの激動しております極東の政局の安定に寄与することを急願としておる以外に、昔のようにアジア大陸に領土を持つという野望は全然持つておりません。韓國との經濟協力というものが行なわれまが、それは、シベリアの開発に日本が經濟協力をす

とて、ソビエトに對する日本の經濟侵略でないと同様に、韓國に對しても侵略ではありません。日本の島々が太平洋に陥没するか、朝鮮半島が日本海に沈まない限り、われわれ日韓兩國國民は將來永遠に、千年も万年も、これは善隣として共存せざるを得ない運命に置かれておられます。過去におけるがごとく、將來もまたいろいろの問題が起ると思つておられますが、そのスタートを切つたのが今回の條約でありまして、その勞を多しなればならぬと思つたのであります。

ちやうどいいかと思いますが、その一つは、この日韓条約が、日韓の国交回復は南北の分裂を永久化するものであります。分裂というのは、これは共産主義者のお家芸でありまして、ベルリン、ドイツ、北ベトナム、朝鮮、みないずれも共産主義者のしわざでないものは一つもありません。いわんや、ベルリンのごときは、大きな堅牢な壁までつくってこれをかたく分裂させておるのではありません。さらにこれをいま強化しつつあるという話であります。最近の情報によりますと、朝鮮の場合も、モスクワ協定によりまして、朝鮮は、初めの二年間は、アメリカとソ連と両方だけで、朝鮮の独立と統一を二国限りで話をしておりました。けれども、モロトフがどうしてもソビエトの条件でなければ統一を許してくれませんでしたので、一九四七年の十一月にこれを国連に持ち込んだのであります。米ソが自分らの意見の対立のために朝鮮にいつまでも独立を与えないのは気の毒だということで、これをアメリカは国連に持ち込みました。そのときに、モロトフは、国連憲章第七七条というものを引用いたしまして、これは旧敵国に関する問題であるから、国連に管轄権がないという主張をしたのであります。これは非常に大事なことであります。今日でも問題に——日本の共産党でも、いつかのテレビで拝見しますと、宮本君がこの問題を提起されております。それにもかかわらず、これを国連の総会に取り上げまして、今日まで十八年間、ずつとほとんど毎年といつてもいいくらいであります。国連は決議をしてあります。そうしてその決議のどの決議にも必ずある文句は、朝鮮に關しまする国連の目的は、代議政体のもとに統一した独立の民主主義的朝鮮をつくるにあるということが繰り返してあるのであります。その十幾つかの決議がありますが、そのいづれにもそれが載つておるのであります。であります。この朝鮮の統一を妨げている罪人がだれであるかということは、きわめて明らかなんであります。国連の記録を読めば、だれにもわかることでもあります。

その次の問題は、中共の声施のうちで問題は、今度のこれは日韓の友好条約でございますが、一つの仲直りする条約であります。これをあたかも軍事同盟であるかのごとく取り扱つておられます。曲解しております。そして、戦争であるとか侵略だということを言つておるのであります。しかし、だれとだれと戦争するのか、一向わからないう。一体、戦争は、自由世界から申しますれば、彼らが民族解放戦争という名のもとに侵略をしない限り、すべての弱小国は彼らの好む政体のもとに生活を得るのであります。たとえば最近も、陳毅外務大臣は、アメリカとイギリスとインドと日本とソ連が束になつてこい、いくさの相手になつてやるから、こゝろ演説をされておりました。これはその後訂正されたのであります。その訂正されたものにもこの部分だけは残つておりました。これは実に大國の責任ある外務大臣の発言といたしましては驚くべきことであります。私は、これはジョークであると考へておつたのであります。ある評論家がこれを、あれは憶病者が夜墓場を通るとき大きな声で詩吟をやるのと同じだと言つたことがあります。これは強者の言うことではないのであります。決して強者はそういうことは言わないはずであります。そのジョークもまた一理ある、こゝろ演説であります。

それから第三の問題でございますが、これが一番大事なんで、こゝろ演説を言つたのであります。今度の条約、これは奇妙であります。中共の声明書を見ますと、すべてこれはアメリカの帝國主義者がやつたことであつて、日本も韓国も全然口ポットになっておられます。全く当事者にされてないのではありません。主体はアメリカなんです。アメリカがやがてこれといわゆるNEATOと申しますか、北東アジア軍事同盟というものをつくつて、これをSEATOに結びつけて、そして三月月形の——これは彼らは三月計画と号しておられますが、ずつと中共を三月月形に海から

包圍する形、そういうものをアメリカがたくらんでおるために、そのスタートに今度やるのだ、こゝろ演説を言つておるわけでありまして。これはなるほど彼らはすでにいまから四年前に、ちゃんとソ連も中共も北朝鮮と完全な軍事同盟を結んでおられます。そして、こゝろ演説も、そういう無限な共産主義の膨脹に対して、われわれ自由世界が防衛する措置をいたしましては、だれびとも一応考へつく考へ方なんであります。そういうことをやつてよろしいわけなんであります。向こうさまがすつかりそういう体制をきめておるのでありますから、こちらでもやることは一向差しつかえないう。すなわち、いまはそれがアメリカを中心にして、アメリカと日本、アメリカと朝鮮、アメリカと中国と、こゝろ演説に縦に三つになつていて、これを横につなぐのでもあります。日本と朝鮮と台湾、これをアメリカと一緒に置いてすつとしたものが、いわゆる彼らのいうNEATOであります。これが、これはいかにも多少知能の発達した者であればだれでも考へつくのです。しかも、その中共の声明を見ますと、日本を中心にしてと書いてあるのです。日本を中心にしてと書いておられるのです。ところがあいにくさんと、日本は名義上非常に光榮でありますけれども、日本がおるためにこれはできないのです。日本がおるためにできない。何となれば、日本は、安保条約でも、日本が侵略されたときにアメリカからは援助を受けませんが、こゝろからは援助することができないことになっておられます。する義務はあります。したがつて、われわれが、いま中共が言うごとく、朝鮮や台湾と日本が軍事同盟を結びましても、これは向こうさまから日本が侵略されるときに助けてもらふという条約なら結べますが、日本が朝鮮や台湾が侵略されたときに助けるという条約は結べないのではありません。憲法はこれを許さない。そうすると、もうNEATOというものは、せつかく中共は日本を中心にして、こゝろ演説すけれども、これは日本がおるためにこゝろ演説するのはできない。またいまこゝろ演説する必要もないのであります。縦でもう十分であつて、横をつなぐ必要はない、こゝろ演説が私どもこのNEATOに対する考へ方でございます。

なお、この点につきましては、この間小坂先生から、こゝろ演説が私新聞で読んだだけでありまして、今度の条約の前文の中に、平和と安全を維持するために日韓兩國は緊密な協力をすると書いてあるのではありません。もとより、それは国連憲章の原則に従つて書いてありますけれども、これを見るとき、いかにも平和と安全を維持するために緊密に協力するといふと、これは何か同盟でも結びそうなんであります。原則に従つて、これは私は、こゝろ演説の深い意味ではなくて、あつさり国連中心主義といふので、国連の原則に従つておけば、これくらい無事なことはないのであります。ワルソー条約なんかは、ああいう共産主義の同盟条約ですらも国連憲章など引用しておるのでありますから、一番これは無難でありますから、おそろくこゝろ演説でできたもので、ちよつと疑念も起るようなことにならざるを得ないとも考へられるのであります。それはこゝろ演説ではなくて、ただ国連の原則に従つて——国連の原則といふのは、これはちよつとことばがたいへんむずかしいのであります。あの憲章の中に、目的と原則といふものがちゃんと書かれておりました。それだけをいふのか、それとも国連全体のことをいふのか。今度のこの基本条約によりますと、ひとり平和と安全のみではありませぬ。福祉のことも書いてありますので、おそろく全体の国連の規定といふことではないか、こゝろ演説に解釈をしておる次第でございます。

簡単にございまして、一応こんなことを申し上げました。(拍手)

○安藤委員長 ありがとうございます。

次いで御手洗辰雄君にお願いいたします。

○御手洗辰雄君 いろいろわけが私にこゝろ演説で出されたかわかりませんが、考へてみますと、老いたるジャーナリストで、比較的韓國の事情をよく承知しており、北鮮にも友人がたくさんおるま

す。そういつたようなことで、おまえ向こうの事情がわかっておるから少し話せということだろうと思ひますので、その立場で若干申し上げます。

第一に、この日韓友好条約は、先ほどの方方もお話しのとおり、いろいろ欠陥はあります。私も韓国の事情をよく知っておる者として、日本人としても不満であります。その点は確かにあるのです。まあ竹島問題とか、あるいは在日韓国人の処遇の問題とか、欠陥はあります。しかし、こういう条約を承認するかしないかという点をきめる重点はどこに置くのか。百点満点でなければいけないのかという、私はそうじゃないだろうと思ひます。まあ五十五点では困りますけれども、七十点くらいなら大体いいのではないかと。八十点ならなおさらよからう。いわんや、この条約は、全体として見ましたときに、まず九十点くらいのできばえではないかと思ひます。(拍手)ことに十四年間の長い間の前國当事者の苦勞を考へますと、これはやはりこの辺がまず手の打ちどころと言つてよいのではないかと、こういうことが前提であります。要するに、この条約によつて、プラスが多いかマイナスが多いか、こういうことになりますれば、プラスの面がはるかに多いのであります。

ごく簡単な手近な例を一つ——二、三日前からの例を申し上げますが、李承晩ラインが消えたか消えぬかという話がありますけれども、この条約が調印され、まだ承認がされておらぬにかかわらず、朝鮮海峡における漁業の安全は確保されました、日本の漁船隊は公海自由の原則に従つて自由に漁業を営んでおります。そのために、下関、小倉、若松、博多、長崎等の魚市場においてはアジやサバがとれ過ぎて、もう置き場がない状態であります。(拍手)そして、値段は暴落をいたして、アジ一匹が一円、二円、一山三十円、一さら五円、六円という値段になり、漁業者が実は豊漁貧乏に困るというので、今後当分操業を停止しなければならぬという事実が起きております。これはどういふことでありましよう。マイナスでしよ

か。私は大きなプラスであらう。のみならず、この漁業者たちはこれまで毎朝出漁するたびに家族と水杯をして出漁しておつた。それがなくなつて、天下晴れて公海に漁業に出かけて、しかも、いままで制限されておつた反動として、ここに大漁大漁でお祝いができるようになった。これは大きなプラスじゃないでしょうか。松本さんは御自分の御選挙区のことですからこの事情はよく御承知と思ひます。(拍手)まずこれらのことを考へてみましても——これはごく手近な一例であります。が、ここに一つ申し上げたわけでは

外交は戦争ではありません。勝つた負けたりよりなことではない。一方の意思をもつて一方を押しつけるということ、それはできるものではない。アード・テーク、これは当然のことであります。こちらを譲るべし、向こうも譲つてもらうべし、いわんや日韓の間のような複雑な長い關係を解決するために、双方にいろいろな無理が重なり、不満不平がある、これは当然のこと、ここに互譲妥協の必要がありますが、われわれの不満に比べて、皆さんには私は韓国人の友人としてお考へ願ひたいのは、亡國の恨みというものであります。國を失つた恨みというものがいかに深刻なものであるか。私どもは、歴史上にも、また現にわれわれ自身の経験の上においても、わずかな間でありますけれども経験もいたしましたが、この悲哀を考へ、五十年にわたる異民族、他の國の支配のもとに置かれた韓国人々々の不満、ふんまんというものはわれわれ考へなければいけないと思ひます。これが韓国におけるあらゆる反対運動のほんとうの根にあるということを考へましたならば、向こうが一分譲るならば、こちらは八分も九分も譲る、このくらいの度量がなければ、この問題はなかなか解決がむずかしい、このことをよく考へ願ひたいと思ひます。(拍手)双方にこれだけの不満があるのに、そんな条約が親善の役に立つか、こういうお話がありますが、双方にこんな不満があるということこそ、すなわちこの条

約がすこぶる公正なものであるという証拠だ、かように申してよいだろうと私は考へます。皆さん、もしこの条約をここで批准ができない場合にはどうなりましようか。私は、事はすこぶる重大だと思ひます。政治家としてお考へ願ひたい。

過去において、日露戦争の終わったときに、われわれの先輩たちは焼き討ちをもつて政府に対するふんまんをぶつけました。あのときの焼き討ちの背後にある國民感情は、今日どこまであります。九分九厘の反対でありましたが、それに対して、政府はそれを押し切り、しかも多数党を率いた政友会の總裁西園寺公は、敢然としてこの条約を承認すべしとされた結果が、今日の日本のものになつたことをわれわれは考へたいのであります。皆さん、あのときもしあの講和条約の批准を拒んだならば、奉天の北まで行つておつた日本軍の運命はどうなつたであらましよう。東郷艦隊の勝利はありましたけれども、陸上における日本軍の力、國民の力にも限界を越えておつた。その危機一髪のとときに、それを知らない國民が騒ぎ立てた。しかし、それに対して、政府がこれだけのことを……

「古い話だ」と呼ぶ者あり」

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○御手洗参事 決断を下し、政友会を率いた多数党の首領が踏み切つたということが、日本を救つた理由じゃないでしょうか。今日に当てはめて、私はつくづくそのことを思ひます。ごく近い例を申し上げますれば、サンフランシスコの平和条約もまたしかり、あのときの批准がもしできなくて、あの講和条約ができなくて今日の日本のお互いの生活やお互いの経済があらましようか。おそれなく、米軍はあの当時の状況からいへば、彼らの計画しておつたような軍政をもつて臨んだかもしれないと思ひます。それらのことを考へますれば、われが主権を回復して今日の生活を築きむことのできておるのは、あの条約の批准に踏み切つたという点にあるだろうと思ひます。(拍手)これらのこと

を考へれば、今日のこの条約に対しての政治家諸君のお考へも、ひとつ一歩高いところにお立ちになつて、大局を見ていただきたい、これが私の第一の考へであります。

まず、日支事變におきましてなぜ失敗したか。和平の機会は三度も四度もありました。これは皆さん御存じのとおりです。九分九厘まで和平の話がつきながら最後に決裂したのは、軍人たちの思ひ上がった一〇〇%の要求です。その一〇〇%の要求を一步退ければ日支の平和はとつての昔にできておつた。今日あの敗戦、あの大東亜戦争というよりなばかばかしいことは起こらずに済んでおつた。それができなかった理由は何かといへば、一〇〇%を求めた欲ばりの人々の話であります。外交というものはそういうものだと思ひます。どうぞこの点においてもお考へを願ひたい。あまり詳しいことを考へて、木を敷いて山を見ないという人間が道を失つて命を捨てるといふ例は、昔からあることなんです。ひとつお考へ願ひたいと思ひます。決して私は野党の方々の反対に理由がないなどと申しておるのではない。その理由の中には私も同意のことができることがある。これは冒頭に申し上げたとおりです。しかし、そこを考へて、プラス、マイナスの計量を誤らない、大局を見るというところが、國家を指導する政治家の責任ではないのか、こう考へる次第であります。(拍手)

一つ一つの問題につきましても、あまり詳しくありませんから、まあ目録程度にとどめますけれども、第一は請求権の問題でしょう。これは不満があります。けれども、講和条約で定められて日本の義務となつておること、韓国側にはその請求権が残つておること、いたし方のないことでありましよう。韓国の反対理由の第一は、亡國の恨み、第二の恨みは、あまりに取り高が少くないということ、フィリピンに対し、南方諸國に対する日本の支払いから見れば、われわれに対する支払いがあまりに少ないじゃないか。李承晩時代には八十億ドルを要求しておつたんです。張勉内閣になつ

てこれが十億ドルになり、次第に下がって、ここまで下がってきた。日本側としてはまず成功と

国側から警備艇が出て追跡したけれども、これは

在日韓国人の地位、これは少し譲り過ぎたので

人ありますが、時間がないから略します。なかなか

ありましたとおりで、私も、向こうがかってに

か。決して私はこれを承認するつもりではない

たが、これはソウル新聞という新聞の十月二十八

上げることができると思っています。

すでにこのことは撤廃同様にはなつておるの

ことではない。わが国として必要なことは漁業が安

は言っておるのであります。これは外務大臣には

た。何と申しますか、艦袖一艦です。そんなこと

和ラインだと向こうは申しております。これは、

ういうことが私の見解でございます。もし、それ

こう書いてございます。それからまた、これにあり

ないか、かように考えるわけでありませぬ。

お話のとおりであります。ただ一つつけ加えておきたいことは、私どもの考えでは、どうしてこれができるのか、北朝鮮側がもしほんとうの自由選挙によってこれが統一ができるということに踏み切ったならば、簡単にできるのではないのかと思います。しかるに、一九四七年十一月の百十二号決議を受けた翌年の百九十五号決議によって国連の委員会ができました。これを入国を拒んだのは北朝鮮である。そしてその後も拒み続けておられます。この人々が一九五二年に提案したものは、南北同数の委員をもって、その委員会は全会一致で決定しよう、こういう提案をしておられる。これが北朝鮮の唯一といつてもいいくらい平和提案であり、統一提案であります。一体できましようか。南北同数の委員というものが、一千万人の北朝鮮と二千七、八百万人の朝鮮を同数にすることがナンセンスである。その上に、今度は全会一致でいけなくて、これはできるわけがない。できないことを提案しておいて、一方の国連の提案を拒否し続けるということでは、これは統一のできるわけはないのです。日本がどんな条約をつくらうとも、そういうわけはありますまい。いわんや、この条約のほかに、すでに北朝鮮も韓国も双方ともいろいろな条約を結んでおられることは皆さん御承知のとおりであります。最近の北朝鮮では、もはや統一などというものは考えない、南を併合することに全力をあげておるといふ事実を一つ申し上げておきます。これは私も相当な関心を持っておりまして、いろいろなことを申し上げますけれども、今日は武力によって南を征服することなどは国際情勢上なかなかむずかしくなつてきてきた。したがって、謀略により、思想攻略により南朝鮮を苦しめて、攪乱して、北へ併合していろいろという政策に変わつてきておられることは明らかであります。その証拠を二、三申し上げますが、たとへば、本年四月、ジャカルタにおける金日成の演説を見ても、わが党の任務は、全力を尽くして南朝鮮の革命勢力を成長させ、人民革命を支援することにあり、これがジャカルタにおける金日

成の演説です。本年十月、つい先月ですが、朝鮮労働党の二十周年記念大会における彼の演説を見ますと、われわれの主たる任務は、われわれの国をアジアの革命の基地とし、南朝鮮にまず革命を起こし、そしてそれを他に及ぼすことにある、こういうことが労働党の大会における金日成の演説であります。これらのことを考えてみても、ほんとうに統一をはばんでおるものがだれかということでは明らかで、日本との条約がこれをばばむなごということは大きな間違いではないか。中共・北朝鮮、ソ連・北朝鮮の間に結ばれておられます軍事同盟をこらんになつたと思ひますが、その冒頭に、われわれはマルクス・レーニン主義を堅持して、その原則に従つて緊密に協力し、互いに全力をあげて支援すると誓つてあります。そうして、軍事的な攻撃を受けた場合には、そして戦争状態になつたらば、全力をあげて援助する、こう約束し合つておられます。さらに進んで、第六条には、統一の方法について、われわれはこの原則に従つて平和的・民主的な統一を成就しよう、こう約束しておられます。一國が他の國と同盟を結んだとき、自分の國の統一の方法まで約束するなどというものは、私はあまり學問がないせいかもしれませんが、束をしておる國が一方にある、平和友好条約が統一を妨げるなどというものは、これはよほどどうかしておられるか、かように考えるわけがあります。

では、なぜ日本は北朝鮮を相手にして韓国と同じようにやらないのか。これはもう説明するまでもないと思ひます。ごらんのとおりです。韓国は、李承晩時代にずいぶんひどいことをわが國にし向けておられます。今日では早く友好を結ばうとしておられますが、北朝鮮のほうにおいてはごらんとおなじです。スパイを放ち、破壊工作員を潜入させ、盛んなわが國の秩序の攪乱破壊をやつておられます。わが國を敵視しておる。この國に対してどうして手が出せるのでしょうか。それはそれとして、まあとにかく経済的にも何とかお互いに接近

していろいろという努力はいたしておるようであり相手ではございません。もし北朝鮮がこの態度を改めて、わが國に對しても、今日の日本の秩序を破壊するとか、あるいは秘密を盗むスパイを放つとかいふようなことをやめ、たとえば都下にあります朝鮮大学といふような不法なものを廃止するといふような処置をとつたならば、これは北朝鮮とも進んで友好を結んでよろしいと思ひます。そういうことはしない國に對して、どうしてわが國だけができるといふ。これはできないが、これをやれといふことにはなかならぬと思ひます。

軍事同盟であります。これもむしろふしぎな話であります。東北アジア軍事同盟にならざるに、この條約が軍事同盟といふのではないよるで、將來そうなるおそれがある、アメリカのだけはこの言つた、林正熙はこう言つた、だれはこう言つた、そこでそういうおそれがあるといふ。將來に對する假想の問題、予定の問題でしよう。現在あるとは、この條約そのものが軍事同盟だとは、おそろひだらうと思ひます。われわれが軍事同盟にしようと思ふのは、これは間違ひです。韓国は、おそろひだらうと思ふのです。われわれが軍事同盟にするか、友好條約にするかといふことは、これからのわれわれの努力です。日本人が軍事同盟などを結ぶことに承諾するかどうか。そんなことは私はないと思ひます。断じてないであらう。韓國人々々もそのとおりです。李承晩時代に、これは今日と時代が違つておられますけれども、李承晩自身はつきり公衆の前で演説をしておりまして、何と言つたか。もし国連軍に日本が参加するならば、われわれはほこをさかさまにして北朝鮮と結んで日本と戦うであらう、こういうことを申し上げておられます。そのくらい一部の韓國には反日気分が強いのです。とても軍事同盟などの結ぶ相手ではありません。

また、もう一つ申したいことは、東北アジア軍事同盟、われわれは假想でありますけれども、現にある。どこにあるか。北朝鮮を中心に、中

共との軍事同盟、ソ連との軍事同盟、中共・ソ連の軍事同盟、明らかに日本を名ざした軍事同盟があるではありませんか。このあることを捨てて、これから何とかなるおそれがあるということをやらないか。こういうことから考えます。もしこの條約が軍事的に転化するようなことが起つたならば、そのときそれは社会党にとつて政權獲得の絶好のチャンスじゃないでしょうか。私は、これは冗談を申すのでは、反語を申すのではありません。日本人の大多数はそんなものに反對しております。反對しておりますがゆえに、そんなことがあつたらば、社会党にとつてはチャンスである、こう申し上げたい。そのくらいこのことはつきりしておると思ひます。

その他申し上げたいこともありますが、時間がないうです。そこで、最後に申し上げたいことは、このことについて韓国では非常な反對がある、それに対して、こんなものが役に立つか、友好ができるかといふ意見が日本でも広く行なわれおられます。これは間違ひです。韓国の状態はそんなものではありません。反日感情の主たるものは、亡國の恨み、これに對する憤りの少ないということ、これです。そして、今度の條約においてもそれが十分に償われていないということに對する不満なんです。これならばわれわれとして考えることを別にしなければならぬのであります。したがって、この條約にはどうなんだ。先般の学生デモなどは、まあ問題にはなされておられません。去年の学生デモは、残念ながらあれは戒厳令まで出るようになりましたが、その原因は、あれは何かといへば、あれは、金鍾泌・大平外相のメモが先方に誤解されたかどうか、そういうことが主たる原因。あの裏に金の取引があつたということが韓国では全然ほんとうとして信じられ、これがあの大きなデモの原因になつたのです。私はそんなことはないと思ひますけれども、そういうことがあつたのであります。ことしはそんなこと

は全然ない。裏も表もないのだ。学生が幾らあはれてみたところで、一万人かそれらの学生が少しどうかするだけで、たいしたことはありません。衛戍令が出て静まったじゃないかとおっしゃるが、韓国の衛戍令というのは、われわれの考えるものとは全然違います。多少のことは軍人だから手荒なことをしたでしょう。一つの例をあげます。ことしの春、あの衛戍令の出たすぐあとのことなんです。これは韓国は数十年來の干ばつでした。そのために田植えができなかったのです。非常に困って、日本からも多くのポンプなどを輸入して、たいへんな騒動をやりましたが、さて七月の初めごろになりますと、急に大雨が降り続いて、もうポンプも要らぬ、そら田植えだ。ところが、とっさのことで手が足りない。そこで、衛戍令第十七条、あの問題の学生を弾圧したというあれです。十七条を発動して、全軍出動せよ。全軍農村に展開し、三十八度線以下の守備兵だけを残して、みんな田植えに行つたのです。そうして、一週間の間に田植えを済まして、またたく間に済まして、ことしは近年にない豊作をいま喜んでおる。これが韓国の衛戍令の実態なんです。ひとつお考え願いたいと思います。ただそういうことをすればすぐ軍人による弾圧だなどといって即断されるというところはどうかと思つて、韓国の新聞にしましてもそのとおり、反対運動をやつたものはどうかとか言いますが、実は賛成の決議や声明をしたものが多いのです。そんなことはもう時間がないから略しますが、ここにたくさん書いてありますから、幾らでも申し上げられ

ます。最後に、わが国の世論について申し上げますが、わが国において国民はどう考へておるか、これがおそらく皆さん政治家の方々としては大事な点であらうと思つておるのです。これについては、まず第一にあげたいことは、各新聞社の社説でございますが、この社説をすつと通説いたしますと、この条約の調印されました六月の二十二日ごろから後、これに対する正面切つた反対論の社説というのを見たことはございせん。日本国じゅうに一社もありません。代表的新聞としてはどうかと思つて、まず朝日新聞六月二十三日の社説を見ますと、これで日韓の不自然が解消されたのである、これを親善に役立てることが大切である、われわれにも不満もあるにせよ、現時点に立つて、あくまで反対するということ、これはよろしく、妥協した以上は、国際信義を重んじ、協定を尊重して、親善に役立たせることがわれわれの当然の道である、これは朝日新聞の社説の要約であります。同じ二十三日の読売新聞の社説を見ますと、十四年目の解決にほつとしたというのが国民の偽らない心情であらう、不満はあるが、この古い隣国との正常化の一步を踏み出したことを喜びたい、これは読売新聞の六月二十三日、調印翌日の社説であります。だいたいこれがいろいろ問題になりました後の社説を見ますと、たとえば、毎日新聞九月二十七日、あくまで議会政治の本領に基き、院外運動に主力を求めよう、行き過ぎはゆるめるべきである、大衆運動で議会議案を否定するようないきなり空気がつくることがわれわれとしては最もおそろしい、これは毎日新聞九月二十七日の社説でございます。たくさんありますが、略します。

こういふたような世論の動きを見ておると、大体日本国民の大部分は、私はこの条約を支持しておると思つておる。その証拠を数字をもって申し上げますと、ことしになって世論調査を行なつたのは、新聞社では読売新聞一社だけ、その他に時事通信社の傍系であります中央調査社、これはいまから六年前から毎月世論調査を行なつておられます。これを見ますと、中央調査社においては、これは十月の調査であります。日韓条約批准に賛成四一に反対一〇であります。読売新聞を見ますと、賛成四五に反対が一二であります。大体双方とも似通つた数字が出ておる。四対一というのが今日の大勢であります。これがまあまあ国民の大勢ではないか。もう一つ、ついでにつけ加えておきますけれど

も、この読売新聞の調査の内容に注目すべきことがあることをひとつお聞き取り願いたいのであります。何か、自民党を支持する国民は全部が賛成かというところ、そうではないのであります。これはお考えを願わねばならない。賛成四一に反対、やむを得ないという人が一四％であります。合計五五％の賛成に反対、反対だという人が六％あります。自民党支持者の国民にそれだけの反対があるのです。逆に、社会党支持者を見ますと、賛成二六、やむを得ないという人が一四、合計四〇、四〇％に反対、反対二〇％、すなわち社会党を支持する人もその倍が賛成の側である。反対は半分しかない。このことは社会党の方々もひとつよくお考えを願いたいと思つておられます。共産党の支持者は、さすがに反対三八％でありますけれど、それでも賛成者が八％、やむを得ないという人が一七％、合計二五％の賛成者があるのです。これもまたことに奇妙な現象。民社党の支持者を調べますと、賛成四〇、やむを得ないが一五、合計五五に反対して、反対一七％。この大勢を見まして、やはり国民の大多数は、社会党支持者、共産党の支持者までもが、この条約はまあまあしかたがなかと賛成して、早く日韓の親善に進めと、こういうことになるのではないか。何もこの世論調査を私は絶対の權威だと申すのではありません。けれども、大体常識で見ても、世論の大勢はこの辺ではないのか、こう考へておられます。ひとつこれらことから考へてよく願いたいと思つておることは、双方とも、これはお互い政府と国民の信義の問題だと思つておる。まあまあ、私も何度も申しますように、この条約に欠陥がないというのではない。社会党の方々、共産党の人々の言うことにも、なるほどどうもなすける点はあることは確かにあるのです。ただ、プラス・マイナスはかりにかけた場合に、いずれであるかといへば、これはもう問題にならない、やはり今日はこれは批准承認を与へべきものである、かように私は考へます。

少し時間が長くなりました。(拍手)

○安藤委員長 以上をもちまして各参考人の意見の開陳は終了いたしました。

○安藤委員長 これより質疑に入りますが、内海参考人は余儀ない所用のため、先ほど退席されましたので、御了承願います。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 私は自由民主党の田中六助でございます。本日は両先生まことに御苦勞さまでございませぬ。私は、ただいま御三人の参考人の方々に非常に貴重な御意見を伺ひまして、ありがたく思ひます。これからこれらのお残りのお二人の方に私の意見も交へつ御意見をさらに深く掘り下げてお伺ひしたいと思ひます。

私どもは、この日韓条約に關連する諸問題につきまして、どうしても善隣友好という大きな使命のもとに何とかかりつぱに批准しなければならぬという強い決意で臨んでおります。しかるに、一般の、社会党をはじめ、この条約に反対する人々の、第一の意見といつたしましては、なぜこの日韓条約を急ぐのか、内容が非常に食い違つておるのになぜ急ぐのかというふうな意見がございませぬし、私どもは、これに對して、先ほど御手洗先生の御意見にもありましたように、この十四年間ほんとうに血の出るような折衝を兩國でやつてきておられますし、この点からも、少しも早過ぎるという意見はわれわれの頭からは出てこないわけでございます。こういう点で、この条約を結びますと韓国の分裂を固定化するものである、そういうふうな意見から、韓国、朝鮮全体の統一という観点からも強い反対がございませぬが、先ほど田村先生は、現在第二次世界大戦後五十九カ国の独立国がある、そのうち旧領主と新独立国との間に親善關係ができてないのは日本と韓国だけであるというのを御指摘になりましたし、また、御手洗先生は、朝鮮の統一問題についてはそなたやすくできる見通しはないという御見解を述べられておられますが、この問題につきまして、日韓条約は

なぜ急ぐのかという疑問にさらに深くお答え願いたい、御説明願いたいというふうに思います。田村先生からどうぞ。——御手洗先生でも、どちらでもけっこうでございます。

○田村参考人 いま一度質問の……

○田中(八)委員 この日韓条約を急ぐのはなぜか、南北の分裂を固定化するものであるというよりな意見からあるわけでございます。こういう意見に對しまして、先ほど田村先生は、九十五カ国が第二次世界大戦後独立して、親善関係のないのは日本と韓国だけであるという御見解をお述べになりましたが、われわれは一日も早くこの条約を批准し発効させねばならないという気持ちでおりますが、この点についての先生の御意見をさらにお伺いしたいと思います。

○田村参考人 なるほど領土問題が残っておりますこととあります。非常な重大な問題で、私はまだ領土に關しましては個人としては非常に関心を持っております。これは、李東元さんがもう交渉の余地はない、わしのものだと言いつつ、日本もそのことは権名外務大臣はおっしゃつて一向差しかえないのであります。これは紛争としてあとへ残しましたけれども、決してそれがために日本も韓国もあつた領土権を捨てておる意味は少しもないのであります。向こうがおれのものだ、おっしゃれば、こちらもおれのものだと、おっしゃれば、こちらもおれのものだと、この対立のまま残っておりますのですから。しかし、その他の問題は全部これで解決いたしましたので、この際それではあとのものを——現在日本の立場からいたしますれば、何といつても安全操業、漁業問題が一番の大切な問題であります。それが六十萬の朝鮮人の地位というものを何とか明らかにしなければならぬ。これが一番大きな問題でありまして急を要する。この二つを含むすべての問題が、懸案はほとんど全部解決しておる。ただ一つ残つたのであります。そのためにほかのものを、ほかの九割九分まで成功したものを犠牲にして、いつまでも国交の再開をやらないとすれば、それは

ちやうど、いつまでも朝鮮をああして、ああいう不安な状態にしておくという共産圏からの策謀に乗せられることになるのであります。この際は、領土問題だけはしばらく見送つて、あとのまとまつたものだけでやろう。これはいまの九年前の日ソ国交回復のときと全く同じであります。あのときも鳩山内閣というものは二者択一でありました。これによつて領土の問題が解決しなければ、このままモスクワから引き揚げるか、それともそれはあと回しにして、一応戦争状態というものをやめさして国交を回復するかという、こういうのであります。日ソ共同宣言ができたわけでありまして、それと同じような、いま政府はそういう立場に置かれたわけでありまして、でありますから、これを、永久化の問題をいま申し上げまして、また御手洗さんからもおっしゃつたようなわけでありまして、実に十八年にわたる長い問題であります。これは記録は大きなものがあります。それを見ましても、向こうさまは、共産、

いわゆる北のほうから統一するのでなければ、北のほうの条件で統一するにあらずんば統一ということはできないことはわかつておられますのですから、これを幾ら待つておつても、もう果てしのない問題でありますので、今回はそれを思い切られて、しばらく領土問題は見送つて、この際やる、こういう決心をやる。あせつたという、これも、いま申し上げました中共の声明の中にあります。日本があせつてやる、佐藤内閣があせつてやったのは、ベトナム問題で窮境におちいったアメリカを救うがためにやったのだと、こう書いてあります。十四年も待つておつて、いませつたといふことは、だれが考えてもびつたり来ないのであります。そやういふことに乗せられておる者もあるのであります。これを、やがて目がさめてくると思ひます。きわめて近い期間にそやういふことも目がさめてくると思つて次第であります。

○御手洗参考人 なぜ急ぐかというお話でありますけれども、十四年もかかった交渉がいまごろ妥結することが急ぐことになりましょか。第一、

私はこれがおかしいと思うのであります。時間とはかくとして、内容については、もうありとあらゆることをお互いに言い尽くして、韓国側はたびたびの政変でもって内閣の性格が変わりまして、言いたいことはあらゆる角度で言い尽くしてしまつておる。こちら内閣がずいぶんたびたび変わつておる、言いたいことは言い尽くしております。世論もそのとおりであります。したがって、これ以上話して見たところで、じゃ、まだ何カ月か何年かたば歩み寄れるのかといえ、そやういふ見込みはもういままのところありません。とにかく現に紛争がいろいろあるんだ。一番はなほだしい問題は、日本から申せば、朝鮮海峡における安全操業の問題です。これ一つでも解決しなければどうにもならないんだ。一日も早くやるべきであり、そこでとりあえず合意したことで

もつて条約を締結し、そやうしてお互いに大使を交換し、領事交換して親善関係を結び、そやうした次第によくなつてくるのではないか。現にその例はソ連との関係がそやうだと思つて。十年前の平和宣言の當時などは、とても今日のよやうな状態に十年でなろうとは、まあ思つた人はあるかもしれませんが、多くの日本人はなかなかむずかしいと思つたであろうと思つて。それが十年間の国際情勢の変化及び両国の国情の変化、国民の感情の変化というやうなことから、こやうやつてシベリア開発に日本が積極的に参加するやうなこともできるやうになり、日ソの間の文化交流も別に心配なくお互いにやれるやうになつた。こやういふことになりますれば、おそらくこの次にくるものは千島問題を中心とした平和条約の問題にいくのじゃないか。その時期が私は近いと思つて。こやういふことが国際情勢の微妙な関係だと思つて、早過ぎるというところは私はおかしいと思つて、早過ぎ、こやういふことは私がおかしいと思つて、二、三のことを私は申し上げたい。

なぜこの場合、ただだら急にやるのか。たいがい、ものの交渉なんというものはだらだら急いでいのがほんとうであります。個人の話であらう

が、会社の話であらうが、どんな話だつて、初めは何かわけのわからぬ抽象的な話をやつておつて、次第に核心へ触れて、最後のところに行くつて、片づける。この辺がすべての交渉のいき方なんです。したがって、だら急というのは当然なことであらうと思つておられます。

ただ、二、三具體的な問題を申し上げますと、第一には、韓国の経済と民生の問題であります。これはもうずいぶん前からひどかつたのであります。すけれども、李承晩政権時代には、アメリカは軍事援助のほかにばく大な経済援助を与えておつた。したがって、韓国の人々も困りは困つても、まあまあ相当な生活ができた。それがあつた。その後だんだんひどくなりまして、最近は大に悲惨な状態になつておられます。その一番大きな原因は何かといへば、韓国に自立経済の計画ができず、それを進行すべき資本もなければ、資材も技術もないといふこととあります。アメリカは、ずいぶん援助したと申しておりますけれども、その援助のほとんど大部分といふものは、それは消費資材であります。食糧、衣料その他の消費資材であつて、韓国に経済建設の必要なものを何ら与えていないのです。何ら与えていないと云つてよろしいでしょう。アメリカが、アジアばかりでなく、世界で帝国主義と非難される理由は、私は、この辺にあると思つておられます。アメリカのやり方は賢明でもなければ、私ははなはだ人類のために幸福とも思いません。こじきにものをやるやうに人にものをやつておいて、おれがものをやつたやつたといつたてでありがたがたはおりません。やはり自分の力で生活ができるやうなめどをつけてくれる、それがすなわちほんとうの援助じゃないのか。ベトナムにおいてもどうですか、非難されておる大きな理由は、消費物資や軍事の援助だけで、建設経済の援助をアメリカは思つておる。これが大きな原因だと私は思つて。韓国はまさにその見本です。日本も初めはそやうでした。しかし、日本人の優秀さと日本の民族の底力によつてそれをねのけて、今日のわれわれの繁栄

を築いておられますが、気の毒なことには韓国は元来民族資本が少なく、そして民族的に技術水準が非常に低い。そういうところへもって来て、アメリカの誤った政策が二十年も続いている。今日も同じなんです。発電所一つ建設を許さないのです。いわんや韓国の人々が一番先にほしがっている肥料工場なんか、これは電力がなければできないわけがありませんが、肥料工場なんぞ絶対建設させない。ある韓国の財閥がその建設を始めたところがストップを命じておられます。そういう事実がある。実にけしからぬ話で、これはアメリカを非難してよろしいと思うのです。そういうことがありましたために、韓国民の社会不安が起こり、生活に対する希望を失い、だれが出たって同じじゃないか、何が政治だ、前進だ、アメリカは援助援助と言いが、何を援助してくれたのだ、変なやつにわいろをやっただけで、おれたちには何もくれたものはない。もし韓国でたとえ十万吨でも自国産の肥料ができることになれば、韓国の農民は光明を認めることができます。この状態に対して、朴正熙はあのクーデター以後この欠陥を見抜いて、新政権のできた直後に経済五カ年計画を立て、そして乏しい民族資本を根こそぎ動員して発電所をすでに五カ所つくってあります。アメリカの反対を押し切ってやった。その中にはドイツの機械もあり、日本の機械もあります。そして、彼がクーデターを起こした五年前には二十五万キロの発電力しかなかったものが、今日は九十七万キロになってあります。アメリカとしては、これははなはだ不愉快なんです。けれども彼は敢然としてこれをやってあります。肥料工場もすでに三つできてあります。大体合計年産五万トンぐらいことしはできると思います。そのやっておる工場主が先般東京へ参りまして、私も一晩ゆくりいろいろな話をいたしました。実に悲愴なことを言っておられます。なぜアメリカはわれわれをこんな目にあわせるのだ。そこで日本と早く結ぶ必要が韓国民にも朴正熙にも起こってきたのだ。それで、日韓友好条約が経済の面に特に力を入れるという

理由はここに有る。それは韓国側の要求なので、それで日本の資料と技術を導入して、役務によつて韓国の発電所、肥料工場、セメント工場といったようなものを開発していけば、どうやら自立経済のめどが付き得るであろう。そこで初めて韓国の人々は民族の前途に光明を認め得るようになるので、なぜ韓国の政情が不安定なのかという最大の原因は、政治に絶望してしまつておる。だれがかつたつて何にもできはしない、じゃないか、そのうしろにはアメリカがあるのです。そのことをわれわれは考へてあげなければいけない。これが今日の韓国の実情ですが、まあ御参考までに申し上げますけれども、失業者ですね、公称百五十万といつておられますけれども、韓国の統計では、一月に一日就業してもこれは失業者じゃないのです。したがって、ほんとうの失業者は三百五十万、ますこのくらいと見てよいであります。そのうち就職し得る者が大体二千人程度であります。ソウルの清掃人夫ですな、便所掃除の人夫、この中の十人に二人までは大学卒業生です。いかにひどい生活難に見舞われておるかということとがわかるのであります。そういつたようなことから、農村においては肥料、都会においてはとにかく就職先、これが韓国にいま求められておることなんです。これは一べんに解決はできません。われわれの経験を見ても、まあ二十年やそこいらはかかりましようが、そのことに着手できれば、民族には一つの光、光明、希望が見える。そこでまあ安定はしないまでも勇気が出てくる。これが日韓友好条約の積極的な一私はいままでありますけれども、ほんとうは大事な点です。韓国をよく知る一人として私はこれを訴えるのです。このことはぜひやらなければならぬ。この安定ができて初めて北からの侵入を防ぎ得る。先ほど私が申し上げました金日成がいかに力を入れました、韓国の人心が安定して生活に希望が持てるようになったら、共産主義なんというものは受け

付けはしません。これは日本人どころじゃないのです、韓国の共産主義に対する憎しみは。つい四、五日前に韓国へ歸りましたが、女流作家が二人、それから婦人の新聞記者、韓国日報の文化部長ですが、これがやってきておりました。一日おきに私の事務所にあつていろいろな話をしておりました。そのときにこの人々の話を聞いておきますと、しみじみそれを感じたのです。こんなことをしておつてわれわれは一体将来どうなるのですか。なぜ日本がもつと進んでわれわれのところへ来てこの建設を助けてくれないのか。アメリカは何もしてくれはしないのだ。だからわれわれは非常に腹も立つ、不満もあります。まあ作家の一人はこう言つておりましたよ。日本人のけたをはいておる姿とお宮の鳥居を見ると、かつと血が頭にくる、こう言うのです。なんでそんなことを言ひ、いやちよいちよいげたでなくなられた。それから鳥居を見ると、あの前でおじぎを無理にさせられた。それですから日本人のけたと鳥居を見るとかつとなる。そのくらいにほんとうは反日感情を持つておるのですよ。けれども、いまはそんなことは言つてはおれないのだ、背に腹はかえられないでしようか。そういうことが、日韓条約をなぜ急ぐか、私は急いだとは思いませんけれども、この際どうしても一日も早くやつて、ほんとうの友好親善の基礎を築く、それは韓国の建設、経済にわれわれが手を貸す、こういうことだろうと思ひます。(拍手)

を伺いたいと思ひます。○御手洗先生 かつしやるとおりに北は南をかいらいと言ひ、南は北をかいらいと言ひ。さつき私が新聞をお目にかけたように、韓国の新聞は北傀、毎日の新聞にこういふ見出しを使い、北傀の新聞は南傀、こう言つておるのですから、これは同じことなんです。ですが、いまお話のことはなかなかむずかしいと思ひます。それは韓国の人々は非常に激情家であるということが一つ。右から左へ左右の振幅が非常に激しいのです。であつて、ちよつと悪くなるとわつとまた反対にいく。こういふことから見まして、私が先ほど来申しておきます、とにかく幾らか世の中が明るくなるという希望を与えればたちまちよくなつてくるのである。しかし、やはり同じことだということになれば、これはもうまただめだ、こういふことになつて。いま韓国の新聞を見ておきますと、まあ政府非難攻撃がすこぶる多い。これは日本の新聞のまねをしておると思ひますけれども、新聞というものは大抵野党であり、韓国の新聞も初めから、これはすつと昔から野党で育つてきたのでそういうことはあります。しかし、どれだけの力があるかと申しますと、それはたいしたことはないのではありません。先ほど新聞の社説のことを申しましたけれども、韓国のほうの新聞を見ましてもこれは同様であります。たとえ東亜日報といへば、日本時代から実に手に負えない反日、反政府の新聞であります。この新聞も今日では、あの条約に反対しておりましたけれども、もうこれができた以上は、われわれとしては忍耐をもつて、政治家は指導力を発揮し、国民は冷静にこの約を建設に役立てるよりにしなければならぬ。これが反政府の急先鋒の新聞の社説であります。朝鮮日報というのも負けない反政府の新聞であります。このほうではまたはつきり、これはもうやむを得ない、今後の最大の問題はわれわれが民族の主体性を堅持することである、こういふおつておられます。そういうよ

うなことで、新聞ももう落ちついてきたと見てよいでありましょう。

民間の団体を見ますと、これはずいぶんおもしろいので、どういふわけでありませうか、日本の新聞には反対運動ばかりたくさん出ておりましたが、向こうの新聞を見ますと、そんなことはないのではありません。

第一に学生であります、大学生は十二万七千人おられます。そのうちでデモに常習的に行き行く者が一万人か一万五千人、それも高麗大学の七千人のうちの約千五百人、ソウル法律大学の七百人のうちの半分三百五十人、これが主力、その他の者は、まあそのときどきの都合で騒ぎに出て行くというだけのこと、他の学生たちとはたいした関係はありません。日本の全学連に対しては、この新聞は、こういう学生のことを政治学生と書いておられます。政治科の生徒ではないのです。そういうことをやる学生のことを政治学生、国民はもういまでは全然相手にしておらぬのが実情であります。これは私が言うばかりではない。韓国に行つてこられた人はみな言います。東大の林健太郎先生のような篤実な学者まで、あのデモの最中に行つて歸られて、日本の新聞を見ておると、たいへんな騒ぎと思つて行つたら、どこにデモがあるかわからなかつた、それはソウル大学の学術会議に行かれたのですから、一番知っておるはずなのに、そういうことを東京新聞に書いておられる状態です。学生運動はそれで。

ところが、おもしろいのは、七月の十二日に六十三大学の総長、学長が全部集まって、教授たちは政治運動に中立でなければいけない、学生は教室に歸つて静かに授業を受けよ、こういう決議を満場一致でやつたのです。それを日本の新聞には一つもありません。これは韓国の新聞には出ておられます。騒ぐほうは日本の新聞には相違出ておりますが、こういうことではないのであります。三百人の教授が反対決議をしたというものは日本の新聞にも出ておりますが、総長、学長の全会一致のそういう決議は日本には報道されておられません。

軍人が十一人何か反対の声明を出したという記事はありましたが、その二、三日後になりますと、百二十人の前参謀総長、前国防長官、前外務部長官というふうな、これはみな予備将官です。この人々が百二十人集まって、条約批准促進すべしという決議、声明を出して、これは各新聞に向こうでは載つておられます。これは日本の新聞には一行もない。たぶん皆さんだれも御存じないだらうと思つたのです。そういうことなんです。

経団連というのは、日本の経団連に当たりますが、傘下団体七十七団体、これも満場一致で賛成の決議をしておられます。その他全国畜産組合、全国映画会社連盟、十五映画会社全部です。それから全自動車運送業連合会といった実業諸団体が、みんな集まって全会一致で賛成の決議をして、新聞に向こうでは出ておるが、日本の新聞には出ておられません。これも申し上げておきますが、もつと大事なことがあります。それは一番問題の水産業者です。全国漁業組合連合会というのがありまます。また、水産業者協同連合会というのがありまます。これも大会を開いておる。これは七月十五日です。それは五千人集まつた。全韓国の漁業関係者のおもなものは全部です。満場一致で、この条約は積極的にすみやかに批准すべしと決議しておられます。御存じですか、皆さん。いかがですか。こんなことは日本には報道されていないのです。いかに向こうの状況が変わつてきたかということとはこれでわかるので、あなたは政権が安定しておるかどうかと言われますが、こつとつて条約がこれだけの支持を得て、日本が批准をして、この条約が正しく運営され、韓国の経済にプラスになりましたならば、おそらくは政権は安定していくのではないかと。それだけに、これが逆になつたらば何とも言えません。これはいつ何事が起こるかもしれない。これは韓国のことであります。日本のように政野の分野が大體安定状態というわけにいかないのですから何とも言えない。要するに政局の安定度いかんというのは、この条約の成否いかん、そういうことにある、こつと申し上げてお

きます。

○田中(六)委員 たいだいま先生の御意見、非常に朴政権の安定度につきましてもわかりましたし、また、私がその次に実は聞かんといたしました世論の問題、つまり日本の世論は、先ほど時事通信と読売新聞が、大體大まかに見てそれぞれ四対一の割合で支持している、しかも社会党も、反対は賛成者の半分しかないということをおっしゃられましたし、韓国の世論も、この日韓条約からむ諸問題についてどういふライトを浴びせておるかというところにつきましても、十分先ほどの御説明で納得できましたが、さらに私は田村幸策先生にお尋ねしたいのでございます。

先ほど先生は、わが国の今回の条約を含む内容の中にあります経済協力が侵略を意味するものではないかということをおっしゃいましたが、当委員会におきましても、われわれの協力、この条約に含まれておる無償三億ドル、有償二億ドル、民間供与の三億ドルを含めまして、これらがすべてむしろ侵略行為につながるものであるという見解を述べた方々もいますが、この点につきましても、私は、韓国の経済のこれらを受け入れたときの発展の度合い、つまり韓国経済の現状と、これらを受け入れた将来の度合いという観点から、先生の御意見をお聞きしたいと思います。

○田村参考人 これは脱帽いたしますが、私は全然門外漢でありましてわかりませんが、侵略ということばは、おそらくもうけがあれば大部分を日本のはうでひきさらつて歸つてくるようなやり方を言うのであらうと思つておるが、そういうことは相手をおまりにばかりにした話でありまして、また、向こうさんをおまりに劣等感に過ぎるのであつて、日本人と対決すれば、朴大統領じゃありませんが、日本人にあへばすぐ食われるというふうな、そんなことになるのでありまして、そつとやすくはお客は許してくれないのでありまして、ソビエトの要求によつて日本の実業家はシベリアの開発にこれから協力しようという、これをもつて日本がシベリアに経済侵略をやるなんてい

うことはだれも考えていないのであります。それに、朝鮮に投資したり、朝鮮に協力するためのみにこれを侵略と言ふのは、それは朝鮮人のほうがロシア人よりも劣つておるといふことを言うのでありまして、そんなことを言うのははなはだ失礼だと私は考へるものであります。

○田中(六)委員 この韓国の経済問題の事情というのは、何を申しましても、これから条約が批准され発効された後に発動するわけでございまして、非常に重大な関係でございまして、この点につきましても御手洗先生は、先ほど完全失業者が約三百五十万、私ども、潜在失業者を含めると約六百万人の失業者がおるといふふうに聞いております。われわれのこの協力が必ずや韓国経済の復興に寄与し、また日韓兩國の大きな親善のいしづえになると確信しておりますが、この点に対する御手洗先生の御見解をさらにお伺いしたいと思います。

○御手洗参考人 それは日本のやり方にもよりまますが、韓国の受け入れ方にもよると思つてます。まず韓国の側から申しますと、いままでのたびたびのおかしな事件で経験を積んでおられますから、今度には与党と野党との合同委員会をつくつて、日本から受け入れる資金の使用法について協議をする。その決定によつてこれを使うということ、もうすでにきめておられます。したがうして、その与党、野党の委員たちが怪しい行為をすれば別ですけれども、いままでよりはだいぶ明るくなつてきたといふことはいえるだらうと思つてます。おそらくあまりたびたびいろいろなスキャンダルが起きておられますから、これからはそんなことはないのではないかと。しかも三億ドルと二億ドルと三億ドル、これの使用法についても、大體政府の大ワクの腹案はもうきめておられます。これを見ますと、大體私どもが予想しておるような韓国の基礎経済を建設していくための経費に充てるようになる、こつと申したように見られる。ことに水産業者が、先ほど申しましたように、全員があれほど反対したものが積極的に賛成したといふことは、日本

からの協力によって自分たちの船とかあるいは陸上設備とかその他のことが改善される。それに非常な希望を持つておることなんです。この希望があの漁民たちを転換させ、大いに光明を与えた。この一つをもちまして、日本の協力がほんとうに役立つようになれば、日韓親善ということはおもに問題なく解決するであろう、それは向こうの政権の安定にも役立つであろう、こう思います。

日本側から申しますと、私はこれは非常に心配があると思います。今日まで無条約状態であるいろいろな商社の人々やメーカーの人々がソウルや釜山に行つておられますが、どこの国でもやつておると同じことで、むちゃくちゃな競争をいたしておられます。そして韓国の人々、これは何と云つてもやはり、そう言つては悪いけれども日本人に対して劣等感を持つておるのである。その人々に対する態度がどうもよくない。日本人がアメリカへ行つて、いまのようなことをやつておるのなら別におかしくはないけれども、ソウルが同じことをやると、非常に向こうの人のかんにさわつてくる、刺激する。そういうことはひとつ慎重なければならぬだろう。それと、むちゃくちゃな無制限競争をやつていきますと、日本のためにも悪いでしょうが、経済協力が妙なことになるっていきかねない。すでに日韓人の間でいろいろな協力の話を進めておることを私も具体的に承知しておりますけれども、それらがまじめにやるのならよろしいですけれども、この際一旗というよりなことをやられては困る。これは政府と自民党の責任においてひとつ嚴重な処置をとられる、どういふことをやられるか知りませんが、処置をとられる必要がある。これは第一点だと思います。

第二点を申しますと、日本の大手水産業者の略奪漁業方式ですね。これはもう世界中で臭つたまみになつておることは御存じのとおりです。どこへ行つてもききられておる。根こそぎとつてしまふ。朝鮮海峡だつて、いままでにも日本の零細漁民がみなおこつておるのです。あの大手の人々の大きな船が来て底びきやトロールでやられると、

海の底までかき上げておつてしまふ。ほんとうに狭い海ですから、北太平洋のようなわけにいかないのです。これは魚が根絶やしになります。そういうことをやらないように、何かやはり政府、自民党、この責任の立場にある方々がお考えになつて、大手の水産業者を、ひとつきびしい戒めをおやりになる。これをやらないと、せつかくこの大事な眼目がめっちゃくちゃになる。この二つの点が、私は日本側からいって心配であります。これらの点についてお考え願えれば非常にしあわせだと思います。

○田中(六)委員 最後に、御手洗先生も、それから田村先生も、お歸りになつた内海先生も、参考意見として申されておつたようでございますが、今回の日韓条約の論点の裏側にひそむものといつたしまして、この条約は、NEATO、つまり東北アジア機構、そういうものがはつきり裏づけられておるのだということが、反対の大きな論点だつたと思うのでございますが、先ほど御先生とも、そういう懸念はないのだということをおつしやつておりました。しかし、私はこれが直ちに戦争につながるものとは思つておりませんが、野党——と言つては失礼ですが、そういう一部の人の意見は、戦争というものを非常に強調しながら、私に言わせると、むしろ国民に戦争の危機感をあおつておるといふ罪を犯しておるのではないかと思ふのです。こういう点につきまして先生方の御意見をさらに突っ込んでお聞きしたいと思ひます。

○田村参考人 御説のとおりでありまして、日本人は、戦争と言へば、にしきの御旗であつて、いまそのことばでもうすでにみんな脱帽するのでございませぬ、戦争なんてそんな簡単なものではありませぬ。これはむしろ、戦争というものは、日本が攻め込むという意味ではおそろくないと思ひます。アメリカが来るということだろうと思ひます。その手先に日本が使われるということの意味するのだから、一番いい例は、五年四年前でありますから、いまから十一年前になりましたが、米韓相互防衛条約というものがござい

ました。これはアメリカの上院でひどく討議されたものでございませぬが、そのときに、あのときは李承晩でございまして、ややもすればこつちから飛び出るのであります。アメリカのコントロールを受けておりますけれども、飛び出るといふおそれがありましたので、これをひどくとめるような条約の文句になつておるのであります。いまの韓敵外相のようなのもありませんけれども、中国がいまアメリカと戦争なんかする力があるとは、これは世界のわれ人も考えていないと思ひますが、またアメリカがいま中国へ攻めるなどというふうなことも、全然アメリカの世論がそんなことは許しませんので、それでなくても、ベトナムにあれだけの兵隊を送るだけでも、母親や父親はたいへんな文句を言つておるといふような状態でございますから、そんなことはもう絶対に考えられないのであります。そうしますと、戦争になるというものは、だれとだれとが戦争するかということなんです。それよりは、中共とソ連が戦争をするのではないか、そのほうが公算が多いのであつて、これはひとつ——でございませぬから、いまのNEATOの考へ、これはたまたまの案でありまして、決してきやうやきやうに始まつた案ではありませぬ。これは先ほど申し上げましたように、やや知能の発達した者だつたらだれでも一応考へるのです。国際政治をやる若い学者などは、これをしばしば言つてはあります。いろいろなものを寄せ集めまして結論を出す。これは大体公式みたいに考へる。縦のものを横にする、一緒にする、こつちやつたら非常にいいじゃないか。アカデミキヤリには当然考へられる方程式なんでありませぬ。けれども、そんなものは實際政治においていまだできるわけのものではない。でございませぬから、これはやはり一場の——中韓様がおつしやるのですけれども、一場の宣伝とお聞きになつて一向差しつかえないと思ひます。

○御手洗参考人 普通の日本人なら、戦争があるなんということを考へておる者はないと思ひます。そこへむやみやたらに、戦争がある戦争があると言ふのは、イソップ物語の、オオカミがくるオオカミがくる、あんな話にちよつと似たやうな気がするのであります。そんなことは困ると思ふのです。この前の平和条約にしまして、安保条約にしまして、あのときに騒いだのは、あんなことをすれば戦争になる戦争になると言つたが、ちつとも戦争になつておりませぬ。ますます平和になつておるのであります。だから、そういうことを言う人には、何か別な魂胆があるのではないかと疑いたくなる。むやみにそういう危機感をあおるといふことが、人心を不安にする原因なんですから、指導者としては考へなければいかぬと思ひます。

ここで私はついでに一つ申し上げますけれども、これは私、少し行き過ぎるかも知れませぬけれども、平素考へておることですが、この国会の初めのとき、一般質問のとき本会議で共産党の川上さんの御質問の中に、聞き捨てならぬ一句があつたのです。それは、川上さんは、近く予想される戦争においてと言われました。はつきりこう言われました。私はテレビで聞いて驚いたのでありますが、政府のほうで、あるいはあなたの方のほうでどなたかこのことばをとらえて、どういふ戦争を予想しておるかと言ふことばを考へておる。私にはふしぎにたえない。共産党の人々は、革命を輸出することによつて、それは正義の戦争だといつて、戦争を肯定しておられます。そういう戦争は、肯定されておるから、あるかも知れませぬけれども、そういう戦争を肯定された……(発言する者あり)言つておられます。速記録をこらんなさい。近く予想される戦争と言つておる。明らかにある。もしなければ、またいつでも対決いたしましたらう。近く予想される戦争と言つておられる。そういうことを聞きながらにされるほうが、戦争の危機感をあおることになりはしないか、そういうふうなことを考へておるならはしないか、(発言する者あり)よけいなことではありませぬ。国民の一人として本日は意見を求められておるから、そのことを申し述べてお

るのであります。もし御異論があるなら、いつでも対決いたします。速記録を見て下さい。

○田中(八)委員 両先生とも非常にありがたいございました。私も先生たちの御意見を参考にいたします。私も、現在推進しておりますこの条約が、日本の自主的交渉路線から出発したものであり、わが国のナショナル・インテレストについて十分たえ得るものであるという確信を持ちまして、これからやはりこの御意見を参考としていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○安藤委員長 次に、田村良平君。

○田村(良)委員 私は自由民主党の田村良平でございます。たまたま本日お見えの田村先生とは同姓でございますが、別段御親戚でもないようでありませぬ。どうか、いままら何か伺いますので、参考の御意見を承りたいと思っております。

ただいま田中委員からもお承りになりましたが、私はこの機会にぜひとも明らかにしたい点がございます。またその御意見を承りたいと思っております。このたびの日韓の条約の審議にあたりまして、軍事同盟だ、軍事同盟のにおいがする、軍事同盟につながるから反対だ、こういうことを言われておられますが、日韓条約のどこを見て軍事同盟のにおいがあるのか、それがどういふことか、私は、こういう議論が、あるいはこういふ

反対論が、日韓の条約その他の協定に対する審議過程に論ぜられますことは、まことに国民にとりまして迷惑千万だと考えます。いかに軍事同盟のにおいがあるので社会党さんがしきって反対しておるといふような印象を与えるのであります。私はこの点について若干私見を交えて承りたいと思っております。

一体、日韓条約それ自体に軍事同盟のどの字もないのに、何をもちてこのよ様な論争が行われるか。しからば、私は次のことを申し上げて参考人の御意見を承りたいと思っておりますが、日ソ不可侵条約が完全に成立しておりますにもかかわりませぬ、昭和二十年八月十五日敗戦直前約十日に

して、ソ連は一方的にウスリーの川岸を渡ってこちらに挑戦をいたしてまいりました。このよ様な事実。さらに、われわれは占領下で全く裸の状態でありませぬときに、中ソ軍事同盟が締結をされておられます。これについて日本の社会党は今次の日韓問題等においては何一つ触れようとしたしておりませぬ。さらに、たゞいま御説明のように、ソ連並びに中共と北鮮とは軍事同盟をこの四年前に結んでおられます。こういうことについては日本の社会党さんは何にも触れられない。そうして日韓が十四年間でやっとなお互いの努力を傾けてようやく新しい国交正常化を開こうとするときに、いかに軍事同盟のにおいがするなんと言ふとき、これは、まことに私は迷惑千万であります。したがって、まことに私は迷惑千万であります。

これらの現実の問題は、日韓条約の審議ないし日韓条約そのものを賛成するか反対するかという論争には私は全く無用の論議だと考えます。したがって、私は、この点について参考人の方はどういふよ様な御見解をお持ちか、いま一度ひとつ詳細に御見解を承りたいと思っております。

○田村(良)委員 この中共の、先ほど申し上げました六月二十六日の声明書によりまして、日韓条約というものは、中共に対しても、アジアの国に対しても挑発であるから、これを承認しないといっておられますし、それから北朝鮮のほうの政府は、これは無効なものだ、無効なものだと書いてあります。しかし、これは理由が書いてないのであります。したがって、私も、非常に知りたかつたのであります。どういふわけで無効といふことをおっしゃるか。一方は、無効といふことをいい、片一方は、不承認といふことをいい、片一方は、ある甲と乙との条約が丙の国の権利を害するよ様な場合、丙がおりおらず不承認といふことを言うことがありますが、今度の条約のどの条文を見ても、別に彼らの権利を害するとか抵触することは何もないのであります。どこにもないのであります。それでありますから、不承認といふことは、一体法律上どういふ——国際法上の制度であります。

けれども、承認、不承認といふことはどういふ法的効力をこれに与えるのか、この辺はまだはっきりしておりませぬ。

それから、いまおっしゃいました戦争でございませぬ。これは、私が申し上げるよりも、この中共の声明書なるものがそのテキストブックでありまして、これはどういふことを申しておりますから、日本でもその生徒さんがこれを繰り返すんだらうと思っておりますが、この条約は日本と朴を侵略と戦争政策にかり立てておる、それが一つ。それから、この条約は、侵略的な軍事集団をでっち上げて、アジアで新しい侵略戦争を引き起こさせるものだ、こういうものであります。これはみなアメリカの計画だ、アメリカの陰謀だといふのであります。日本と韓国はその召使だといふのであります。主権性を持っていないのであります。今度のこの日韓のすべての条約及び協定は、アメリカの陰謀である、その陰謀の目的は、いま申し上げましたように侵略と戦争にかり立てるのである、それからまた新しい侵略戦争を引き起こさせようとする侵略的な軍事機構をつくらうといふのであります。こういうのであります。日本ではこれがテキストブックになって、このとおりな議論があらわれておられますので、私もどちがほんとうの著者であるかは知らないであります。しかし、おそらく元祖は北京にあるのじゃないかといふことを疑わざるを得ないのであります。NEATOの問題は先ほど申し上げましたから申し上げませんが、そういうわけでございませぬから、戦争熱をおおるといふことは、ほかの目的があるのであって、まじめにこれを受け取るほどの価値もないのではないかと、こういうふうに考えております。

○田村(良)委員 御手洗先生が御事情で早くお帰りになるといふようなお話でありますから、恐縮でございますが、それでは先に一問だけ御手洗先生にお願いたします。

いまのことにも関連をいたしますが、私たちは終戦後いろいろと重大な政治問題に遭遇した。いつも殺し文句のように出てまいりますのが、戦争

といふことばであります。全面講和でなければ、単独講和は戦争につながると言われました。しかしながら、サンフランシスコの講和会議の後において私たちが日本はこのように成長してきたのであります。戦争はやっておりませぬ。

○安藤委員長 お静かに願います。

○田村(良)委員 あるいは日本の教職員に対してその勤務の状態を調査するといふ、いわゆる勤評、これは再軍備への一里塚だと申しました。教員の仕事のしぶりを調べてその実績を見ること、何の戦争につながるが、こういう愚かしいこともまことにややかに父兄の間に教員組合がこれをしきって伝えてきたのが、いわゆる勤評再軍備論であります。このたびもまた、日韓が十四年、いな、二十年、いな、日韓三十六年、約半世紀にわたりますお互いの努力が、あらためて友好条約を推進しようとしたとき、またまたこの条約が戦争につながるなどと言ふこと、あるいはこれは軍事同盟だと言ふようなことは、ナソセンスそのものであります。この点につきまして、非常な博識をお持ちの御手洗先生からひとつ明快なる御見解を承っておきたいと存じます。

○御手洗参考人 先ほど申し上げたとおりであります。どこを見ましても、これが戦争につながるなどいふことを見出すことはできません。ただ一つ、こういうことが言えるのではないでしようか。この条約が進められれば、韓国の経済状態は画期的によくなるであらうといふことではあります。韓国の国力が強くなる、民生が安定してくる、政治的な安定がもたらされるであらう、そうなりますと、北鮮が、先ほど私が読み上げましたよ様な、金日成演説のよ様な目的を持っておりませぬ、非常にじゃまになって、謀略だけで南鮮を併呑することができないから、軍事力を用いなければならぬことになる。そうするとこの条約はやはり戦争につながる。まあ早く言えば、風が吹けばおけ屋がもうかるという話、そういう意味ならば戦争につながるかもしれませぬが、それ

以外には、私どもどこを見ても、これが戦争につながるなどというところを見出す余地はありません。これも先ほど申し上げましたとおり、もしこれが戦争につながるというよりなことの動きが出ましたならば、おそらく自民党は総選挙において惨敗するであらうでしょう。社会党にとつては政権のチャンスです。そういうことはあなた方はまさかお考えになっていないであらうと思うので、どこから見しても、そういうことは私どもには考へ得られません。むしろ、軍事同盟というものは、先ほど申すとおり北側にはすでに明らかであり、しかも日本を名ざしにした軍事同盟がある。しかし、私どもは、関心はありますけれども、それだからといって、それに対抗する軍事同盟をつくらうなどという考へは持つておらぬ。もしあれば、これはえらいことになりましょう。そういうことを、お答えになるかどうか知りませんが、申し上げておきます。

○田村(良)委員 それでは、軍事同盟論につきましてはそれぞれ承りましたので、次に、よくいわれております、南北統一を阻止するものだという事につきまして承りたいと思ひます。

現在聞くところ、北鮮は二十有餘カ国とすでに正式の国交が開かれておる。これについては、南、韓国との統一を妨害する、北朝鮮が二十餘カ国と国交を開くことはけしからぬ、こういうことは日本の国会では言われません。ただ、韓国と日本が友好条約を結ばうとすると、どつこい、それは南北の統一を妨害するからけしからぬ、こういうような質疑が連日行なわれておりますが、私はまことにふしぎにたえませんので、この点を、残されました田村参考人から承りたいと思ひます。二十餘カ国と北鮮が外交関係を開いておられますが、南北の統一を妨害する、けしからぬ、北朝鮮と国交が開かれた、そういうことは南北の統一を阻害するから反対だというようなことが、一体世界のどのどの国会で論争されておりましたか、もしそういう国があるとするれば、参考までに承りたいと思ひます。

○田村参考人 統一の問題は、先ほど冒頭に申し上げましたように、十八年間、ずいぶん長い歴史を持つておられますので、統一を妨げている者がだれであるか、その罪人というものはもうはっきりわかっておりますので、(発言する者あり)むしろ両方置いておきますから……それは北のほうから戦争をしかけるおそれがあるので置いてあるのではありません、それだから、少なくともとにかく民族解放戦争という名で侵略をやることさえやめてくれさえすれば、小さい国とか弱い国はおおの思ひよりな生活ができますのに、それをそうさせてくれないのであります。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○田村参考人 そういふわけでございます。いま全世界の軍事力と政治力の八割五分はアメリカとソ連が持つておられます。あとの一割五分をあとと百十何カ国が持つておるわけでありまして。この二人ささ動かなければ、戦争なんというものは決して起こりません。大きなものになりません。小さなものは起こります。けれども、これは決して大きなものには、われわれが巻き込まれるようなものにはなりはしない。そういうことを私は日本国民に知つてもらいたいのであります。

○田村(良)委員 ただいまもお話にございましたが、たとえば東西ドイツ、この場合におきまして、西ドイツあるいは東ドイツがそれぞれ他国との国交を開いた場合に、このような論議といひますか、こういつた論議がはたして世界の各国で行なわれておりましたらどうか、これもひとつ参考にして承つておきたいと思ひます。東西ドイツの場合、たとえば西ドイツが特定の国と外交を開く、それは東西ドイツの統一を妨害するじやないか、あるいは東ドイツが特定の国と外交を開く、その場合には、これまた東西ドイツの統一を阻止するじやないか、こういうような——たとえば日韓条約については、南北統一を阻止する、こういうことがわが国会でしょつちやう論議されておられますので、そういうことがはたして行なわれておるかど

うかというところを承りたいと思ひます。

○田村参考人 これが安保のときから私も非常に残念に思つておられますが、ヨーロッパのことでありまして、ソ連といへどもひとつも問題にしないのです。ところが、日本がやつたり、東洋のものがやると、朝鮮がやつたりすると、問題にするのである。西洋のような少し文化の発達したところでは、ドイツのような場合は、だれも問題にしません。ただわれわれはばかにされておる。そんなばかにされておるのは何かという、そういうばかな、侮辱を招くような態度を日本の国内でやつておるのです。だからそういうことをやられる。これが私の考へ方でありまして。

○田村(良)委員 欧州各国では全く問題にならぬ、日本の国ではしきつてそういうことを社会党その他が気にして問題にする、まことに愚かなことが繰り返されておるということを承りました、情けない限りであります、しかしながら、この日韓条約の今度の批准承認にあたります審議を通じて、これはまたそれぞれの立場から明確になると存じますので、この程度におきたいと思ひますが、一つ気になることがありますので、参考にお伺ひしたいと思ひますが、南北の統一を促進する、こういうふうな常識では言われなくても、北鮮のほうにおいては、たとえば選挙権の問題等については、選挙権を持ってない、これを憲法で明示してある、そういうことを聞いてみますと、次のようなことが憲法に規定されておられます。朝鮮民主主義人民共和国の憲法十二条では、裁判所の判決により選挙権を剝奪せられたる者、これはまあ当然でしょう。次に、精神病者及び親分子は選挙権及び被選挙権を有することはできない。一國の憲法に、日本の国と仲よくする人には選挙権も被選挙権もあわせて与えない、こういうような國が一体何をもちつて南北統一あるいは北鮮と韓国との統一に対して真摯な態度で民族の統一を望んでいると言へるか。私は、この憲法において、日本の國と親しい交わりをしようとするその人々に対しては、精神病者と同じように選挙権も被選挙権

も剝奪しているというところをお聞きして驚いたのであります。こういうことにつきまして田村参考人はどういふ御見解か、ひとつこれこそ参考にして承つておきたいと思ひます。

○田村参考人 そういう憲法を書いた者が精神病者でありまして。

○田村(良)委員 たいへんあっざりとお答弁をいただきました。実に私自身も驚いたのであります。が、このような問題につきまして、私は、将来の全朝鮮の統一の上にも、われわれ日本自身ではこれをいかように始末することもできないといひましたも……

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○田村(良)委員 それぞれの国にいろいろな重大な問題が山積いたしておられますことをまことに憂慮するものであります。

次は、経済協力についてであります、ただいま三参考人からいろいろな方面からお話がございます。これとても経済侵略につながる、経済侵略をするということでありまして、大体三十八度線を超えておの三年もの朝鮮動乱で、韓国といふものの産業あるいは経済は一体どのように大きな被害を受けておったか。それをりっぱに復興し、そして韓国の産業、経済、民生を建て直すために、いかに多くの努力と、いかに多くの必要な経済的その他の問題をかかえておられるか。このたびの日本が行なわんとするあらゆる経済協力は、私はその意味でまことに重大な内容を持つておると考へますが、この国民がこれからは行なわんとする経済協力について、それは日本から韓国への経済侵略だ、こういうふうな言われまして。この点につきまして、私は、一体現在韓国は最も真剣に何が一番経済協力として必要な問題であらうかという事について、どういふような御見解なりあるいは御意見をお持ちか、参考承りたいと思ひます。

私も若干の友人を持つておられますが、その友人の話聞いて私自身も実は非常に考えさせられた

ことは、朝鮮動乱三年のときに、われわれは韓国の自由を守るために真剣に戦ってきた。ところが、あなたのほうは、口を開けば善隣外交とは言え、包帯の一本、ガーゼの一枚も送ってくれなかった。病院船の援助すらくれなかった。そしてわれわれは三年間ほんとうに懸命の努力を払って韓国の自由、祖国の自由を守ってきた。こういうことにつきまして、韓国の国民感情としては、ただいま御手洗さんの言われましたような大きな日本に対する感情を持っておると思いません。そういうたような韓国の国民感情を十二分に理解を持って、長く傷ついた韓国に、いまこの一衣帯水のかなたの日本が、韓国の皆さんに対する真摯な、その経済の復興と再建のための真心の協力をするのだというような感覚で、私は接していかなければならぬと考えます。にもかかわりませず、わが国会において、いかにもこれが経済侵略だというようなことで、たびたび政府に迫るような質疑応答が行なわれますことは、まことに遺憾千万であります。あの傷ついた韓国、あの多くの失業者をかかえた韓国、そして不況に悩み、どうすれば国の生命を維持できるかと真剣に立ち上るうとして十四年、わが日本とこの折衝を重ねて、六月二十二日に調印を終わりました。この経済協力に対して、これは侵略だなどと申すことは、日本国民としては慎むべきではないかと考えるものであります。この点につきまして、田村先生のほうとしては、一体、韓国の現在の経済実情から見て、少なくとも韓国が最も切実に要求する経済協力は何であるのか。今朝のソウル放送では一部発表もされておりますが、この点について何かと参考意見を承りたいと思えます。

○田村参考人 先ほど申し上げましたように、私は、経済問題は全然専門外でございます。全然わかりません。門外漢でございますが、経済侵略といつてやかましく叫ぶのは、経済協力とか経済援助をしてくれるという表現でございますから、それを阻止しよう、日本の経済協力とか経済援助というようなものをお好まない、阻止しよう。それはなぜかといえ、日本と経済的な協力をやればそれだけ民生が安定いたします。というと比較的に北のほうはそれだけ下がるわけでありまして、南がよくなればそれと比較的に北が悪くなる、その比較をすれば悪くなる、こういうので、なるべくならば南を貧乏に引きつけておこうという、これはやはり策謀でありまして、侵略と号してなるべくこれをとめたい、こういうように私は解釈をしておるわけでありまして、だから、この叫びがあらはにあるほど、その意味は、何とかして南のほうに繁栄と安定をもたらしてくれるな、それをもたらすことは、たびたびいわれるように、北のほうの目的には反することでありまして、また、北のほうにそれが今度の日韓条約に反対する北の側のほんとうの腹でありまして、自分らの地位が南に比較して今日よりも低下いたします。それはもうきわめて明らかです。その意味でそういうことを言われるのだからと思えます。

それから朝鮮人の気持ちであります。これは去年国際法学会がございまして、韓国から多数の同僚の者が参りました。そのときのいろいろな話に、やはりいままおっしゃったように国防の第一線、われわれは日本の国防は三十八度で押えているのだ、だからおまえさん少し考えてくれなればいかぬ、共同の国防じゃないかということまで言われた人がありましたが、それはまあ大きく見れば、それはひとり日本と韓国ばかりでない。世界の各所にそういう例がたくさんあるのであります。であればこそ、われわれとしても、今度、これから三国を基調にいたしまして、できる限り協力をしようというのであります。ただ、向こうの受け入れ態勢が、いま御手洗さんがおっしゃったように、向こうのほうから協力してくれるのであれば、先般も、ワシントンポストの新聞記者がいて、彼の帰りがけに私は会ったのですが、彼が言うのには、どうも実に朝鮮人というものは相互に憎しみ合い分裂をしておいて、万人が認めて、やらねばならぬと大統領が考えられても、これができないというのであります。そのとき、私はまだ、いやそれは日本もそれに近いのだと言ったのであります。そういうふうな状態でございますので、今度はたしてどういふふうな日本からの受け入れ態勢をつくるかということ、これは私は全然専門外であります。そういうことのないことを切に大統領の手腕にまつておるわけでありまして。

○田村(良)委員 困っておる人が真剣に立ち上るうとするときに、十四年間の折衝を経ましてここに経済協力の一応の妥協点を見た。それすら侵略だと称して、これを非難し、あるいは反対するといふことは、いまお話しするように、できるだけ韓国を貧乏にしておいて困らせてやろうというたくらみ以外の何ものでもない。私は、お隣の国の人が何とかがそうした困難から、あるいはそうした苦しみから、貧乏から立ち上がろうとすることに對して、日本の国ができる限りの誠意ある協力をす、その一つのあらわれとして経済協力がなされるということについては、大きくこの問題を真剣に取り上げて、また、大きく国民の世論としても御理解を願わなければならぬ、このように考えたので、参考のために御意見を承ったのであります。ただ、いままことに明快な御意見を承りましたので、この点を終わりたいと思えます。

次に、韓国自体の世論について、これは三先生から承りたかったのであります。お二人とも帰られました。ただ、いま水産団体や商工団体やあるいは大学の教授陣のお話や幾多の問題がございまして、ほとんどすべてが、日韓条約がなくなつた以上、すみやかにその妥協を望み、また、すみやかにこれの実施を望んでおる。あるいは学生諸君は政治運動をやめて学園に帰れ、あるいは大学の教授は政治運動をやめてその学問の中正を守れ、こういうふうな各大学の教授の御意見等があるというふうなことを、実はただいま承るのが初めてのふうなことであります。こうしたことにはどういふ理由か、いま御手洗さんもお話しになつたように、わが国の報道を通じてはほとんど出ておりません。われわれは、こういふことについて、きょう参考人の皆さん方からいろいろな貴重な御意見を承ったわけでありまして。この国会のきょうのこうした参考人の御意見、質疑を通じて、私は、国民の皆さんにも、韓国におきまして各界の状況が、今日日本の国会で言われております経済の侵略だとか、軍事同盟につながるものだと、いろいろな問題とは関係なしに、むしろ韓国自体はすみやかにこれの円満な成立を望んでおられるということについての御意見を承つて、大きく意を強くした次第であります。さてそれに引きかえまして、私は国内の動向について田村先生の御所見を承つておきたいと思えます。

連日の新聞報道では、いわゆる日韓の条約批准を阻止するためにあらゆる院外の実力動員態勢を整える、何日は何方出て来い、何日は何方出て来い、何日は山場として国会周辺に圧力をかけろとか、いろいろなことが出ております。公務員は国家、国民生活への奉仕者であります。したがって、公務員がその職を放棄し、あるいは教職員がその授業を放棄して、全国から東京に集まる。公務員が公職を放棄して政治運動に参加をし、あるいは民主政治の中核でありますこの議会の審議が、万が一院外の勢力、議会の外勢によって妨害を受けるといふことになれば、これは明らかに民主政治の否定であります。こういうことに協調するような問題がもし起こるとするならば、私はゆゆしい問題ではないかと考えます。この点について私は、この議場のなかでわれわれは正々として審議をし、そしてやがて時間の尽きるころ、これを採決によって決すべきであらうと存じます。このような条約あるいは法律案、重大な国政の審議に對するこういふたわゆる院外の実力動員と称する動きに對しまして、はたして田村参考人におかれましてはどうか、御見解をお持ちか、私はまことに悲しむべき状態であらうと存じます。また、こういふことが、日韓条約の推進に大きく悪影響を受けるということは、まことに私は遺憾に思えます。このような動きに對する

参考人の御意見を承つておきたいと思ひます。

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○田村参考人 さきのほうの韓国の世論のことにちよつと関連いたしますが、これはたいへん大事なことで、ベトナム問題をめぐりまして、アメリカの中の情報で日本に、いまの韓国の情報と同じであります。ほとんど伝わっていないのであります。アメリカでは、なるほど学校の先生なんかは反対の動きがあります。学校の先生といつても、先生にいろいろ種類があります。獣医学者だとかシェークスピアの研究者といふのがあつても、そんなのは何人集めても大体普通の路傍の人と同じで、学者といつても、それが特別に権威があるわけでも何でもないわけでありまして、それと同様であります。それで、日本では非常に関連して報告されておる。これと同じようなことでありまして、そういうこともひとつ私は御参考にする。

それから、私は政治学者ではありませんが、一体、院内の勝敗の数はきまつておるわけですが、

〔発言する者あり〕

○安藤委員長 お静かに願ひます。

○田村参考人 これは、選挙の終わった隣間に院内の勝負はきまつておるわけですが、ただ、ただだけこの審議を自由に、遺憾なきまでに尽くすかといふだけでありまして、それ以外には何もありません。もう院内における勝敗の数は選挙が終わった瞬間にきまつております。それだからやむを得ずこれを街頭にあつて、ただ、私どもがこれに対して非常に印象を持っておりまして、あれだけの人間を繰り出すときに、どれだけの金が必要かといふことだけですが、私の頭は、といふことは、安保のときに、私は中央大学に奉職しておりましたが、このときに、これは御参考人に申し上げておきたいのですが、五十人乗りぐらゐのおきまして、そうしてマイクのついた大きなメガホンを持って、ひとつこれから行つてくれとい

昭和四十年八月六日印刷

昭和四十年八月八日発行

うんです。そうして、諸君は決して前線に出さぬから、うしろに置いておくから行つてくれ、それでステップに足をかけますと、そのマネージャーが金を渡すんです。これはその前に明治大学というのがあります。その明治大学の先生も同じような印象を持っておりまして、ですが、これは千円札なんです。そうして、後にその学生が検査されました。それで、検事局で彼らが言うところによりますと、四百円と言つておるのです。弁当代二百五十円、日当百五十円、合わせて四百円、どの学生も全部検事の調書を見ますと四百円となつておる。しかし、われわれが目撃したのは千円札です。それは明治大学の先生もそうでありまして、そうして、この間も何か原子力潜水艦でもって横須賀へ——学校の教員に対して廊下のところで、これから東京駅に十一時に集まつてくれ、これは教員組合から来るわけですが、教員組合というのは月に百円くらいしか出さないのでありますが、横須賀までの往復、それから日当が出来ます。その費用といふものは、一体教員組合から出るわけがないのです。そんな金はだれかが出さなければならぬ。それで教員が——生徒は別であります。生徒はまた別の筋で行つておりますが、教員がさうやつて行く。こういうふうなことで、この金は一体どこから出るかという問題であります。今度の日韓問題でも、おそらく大体見当がついておるのです。これは外から相当な援助があるのだといふことは何人も考えざるを得ないのであります。相当の金であると思ひます。それが一番の大きな問題であると思ひます。これは安いものであります。五億や十億の金で日韓条約の破棄ができるのだたら非常に安いもので、あるいは五十億でも五百億でも安いものであります。これは、私は、国民といつたしましても、今日の参考人といつたしましても、一番憂慮にたえないところでございまして、(拍手)

○田村(良)委員 途中からお二人の参考人も所用のために退場されました。最後まで田村参考人にはお残りいただきました。まことにふつつかない私

の質問ないし要望に對しまして、いろいろと御意見の御開陳をいただきました。まことにありがたうございまして。日韓条約の承認、審議、重大な問題でありますけれども、反対という大きな声はしよつちゆう耳に聞こえませんが、賛成ないしこれを御理解いただくという声はなかなかわれわれの耳には到達しにくい場面もあります。本日はわざわざ三名の御参考人においていただきました。この日韓条約に對します最も問題ないし焦点となつておりました南北の統一やあるいは軍事同盟云々、ないしは経済侵略等の問題について、まことに明快な参考人の御意見を承りましたことは、本日の参考人より聴取することの審議といつたしましては、私はまことに有意義だったと、三人の参考人にあつたためにお礼を申し上げます。私の質疑を終らせていただきましたのであります。(拍手)

○安藤委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたします。

参考人各位には、本委員会の審査に資するため、きわめて長時間にわたり貴重な御意見を御述べいただきました。まことにありがとうございます。この際、委員長より厚くお礼を申し上げます。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に關する特別委員會議録第五号中正誤

ペシ 段行 誤 正

三二 二末 当的 誤 正

二二 二末 二五 でありませす 誤 正

同 第六号中正誤

ペシ 段行 誤 正

二二 末七 日伊防共定 誤 正

同 第七号中正誤

ペシ 段行 誤 正

一一 四二 認承 誤 正

二一 二二 思ひので 誤 正

二二 二二 披瀝 誤 正

四四 四三 二十五年程度 誤 正

六四 四末 相究 誤 正

三三 二二 合思 誤 正

二七 一末九 そ辺の 誤 正

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局